

令和8年度第1回クマ被害対策等に関する関係省庁連絡会議

議事次第

令和8年5月1日（金）10:00-11:30
共用第1会議室（合同庁舎5号館22階）

【議題】

- 1 令和7年度クマの出没状況等について
- 2 被害対策パッケージやロードマップの進捗状況について
- 3 その他

【出席者】

警察庁生活安全局生活安全企画課 警察庁生活安全局保安課	生活安全企画官 課長補佐	奥 博貴 上田 祐介
総務省自治行政局公務員課	課長	越尾 淳
文部科学省総合教育政策局男女共同参画 共生社会学習・安全課安全教育推進室	室長	佐藤 貴大
農林水産省農村振興局 農村政策部鳥獣対策・農村環境課	課長	仙波 徹
林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室 国有林野部経営企画課国有林野生態系保全室	室長 室長	武藤 信之 諏訪 実
国土交通省総合政策局環境政策課 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	課長 課長	竹内 大一郎 島本 和仁
観光庁観光地域振興部参事官（外客受入担当）		今井 盾介
防衛省防衛政策局運用政策課事態対処制度班	班長	三木 早人
環境省自然環境局 野生生物課 野生生物課鳥獣保護管理室	局長 課長 室長 室長補佐	堀上 勝 川越 久史 佐々木 真二郎 佐藤 大樹



令和7年度のクマの動向等

令和8年5月
環境省

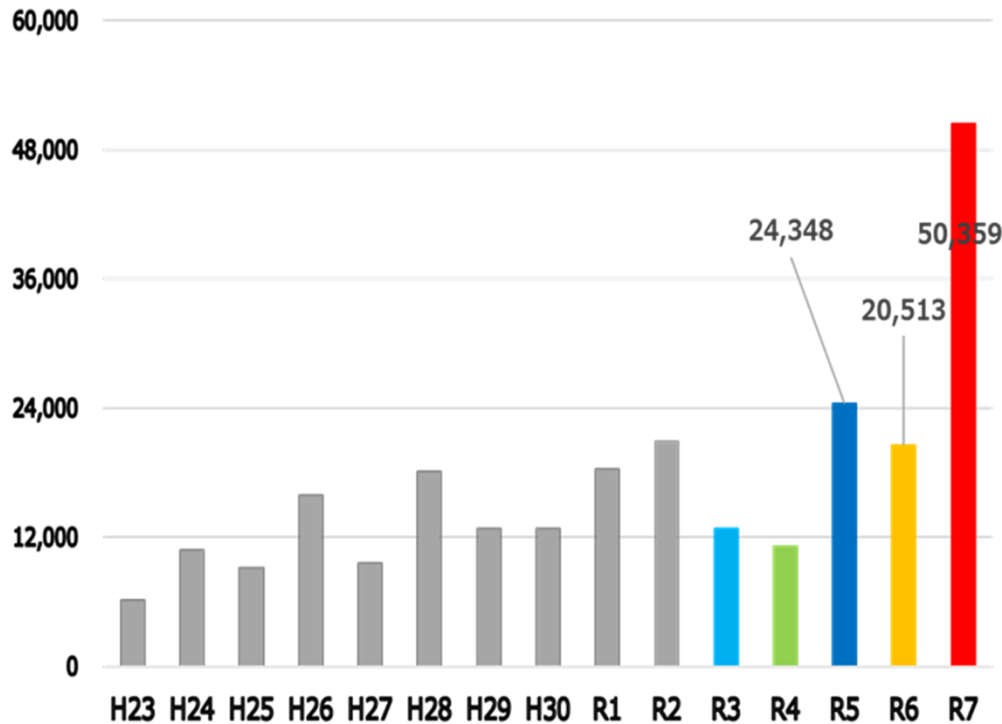


出没情報数：ツキノワグマ（全国）

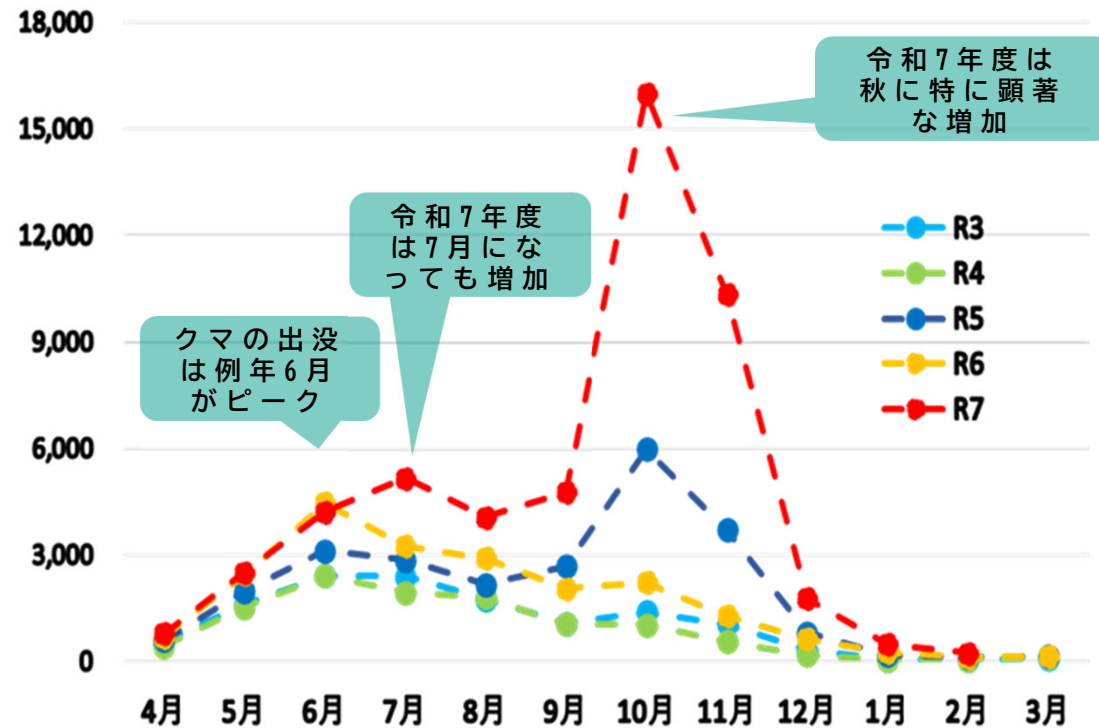
- 令和6年度以前と比較すると出没情報数はとても多い水準である※1。
- 令和7年度の出没件数は令和6年度と同様に初夏に増加した。出没情報数は例年6月にピークを迎え、その後、減少する傾向にあるが、令和7年度は7月時点でも増加傾向、秋には顕著な増加がみられた。
- 令和7年度の4～2月の出没情報数は過去5年間で最多となった。

※1：出没情報数は同一個体が複数回確認されること、住民の関心の高さ等に影響されることに留意が必要である

出没情報数（年度別）



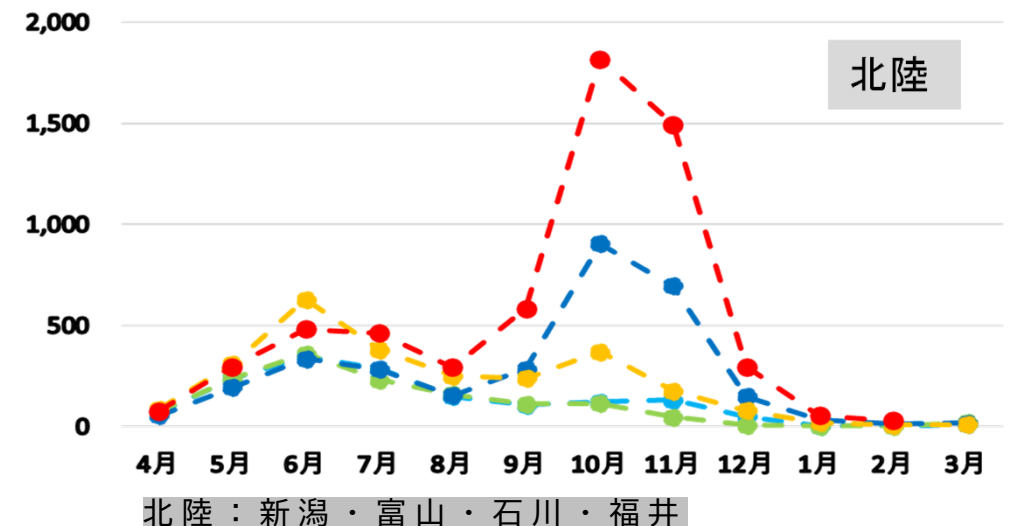
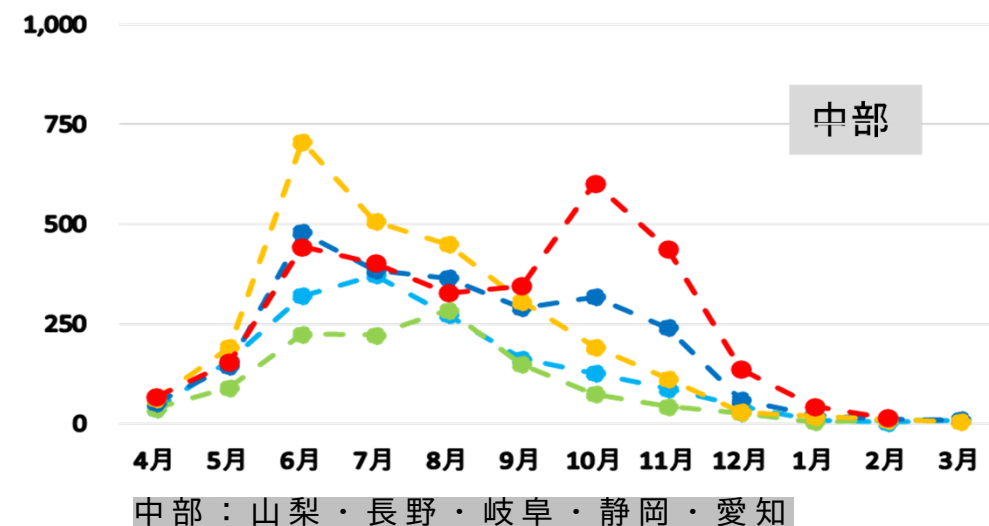
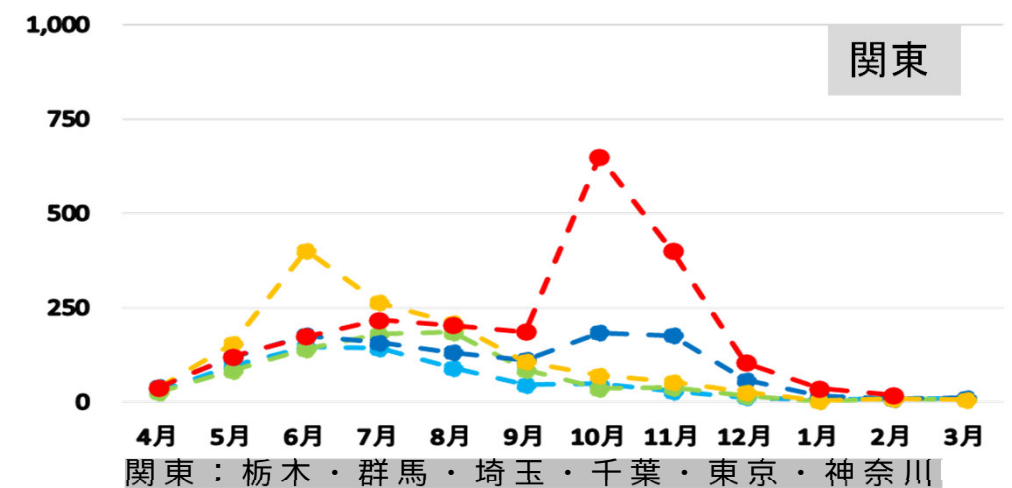
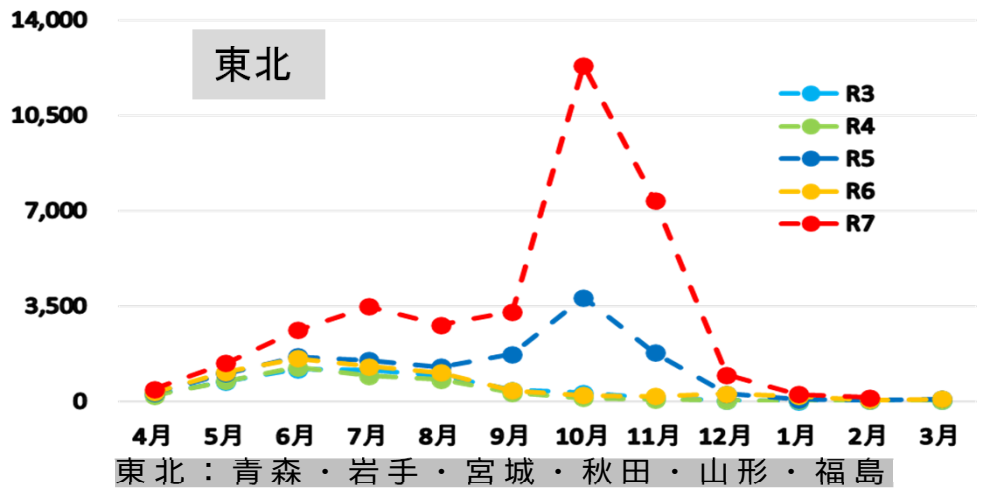
直近5年の出没情報数（月別）



（令和7年度の数値は2月末時点）

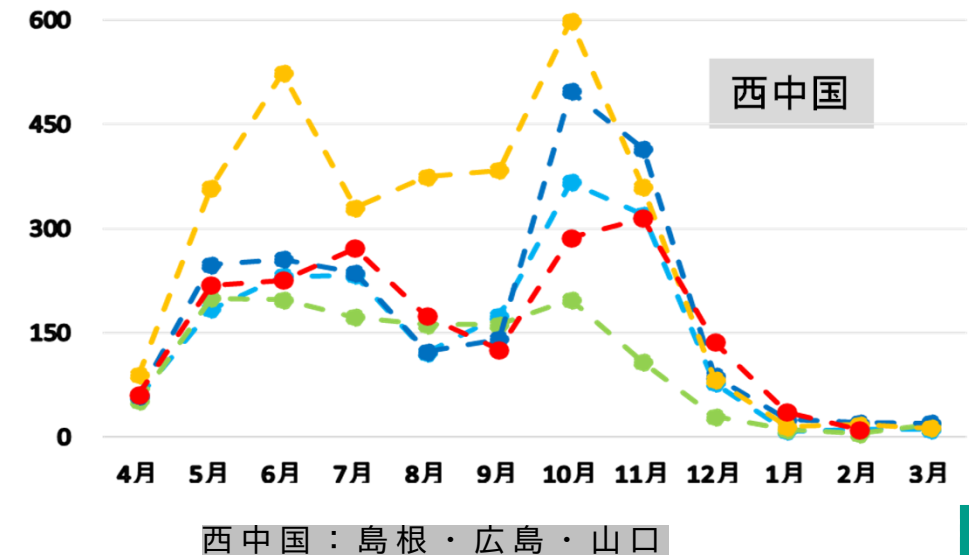
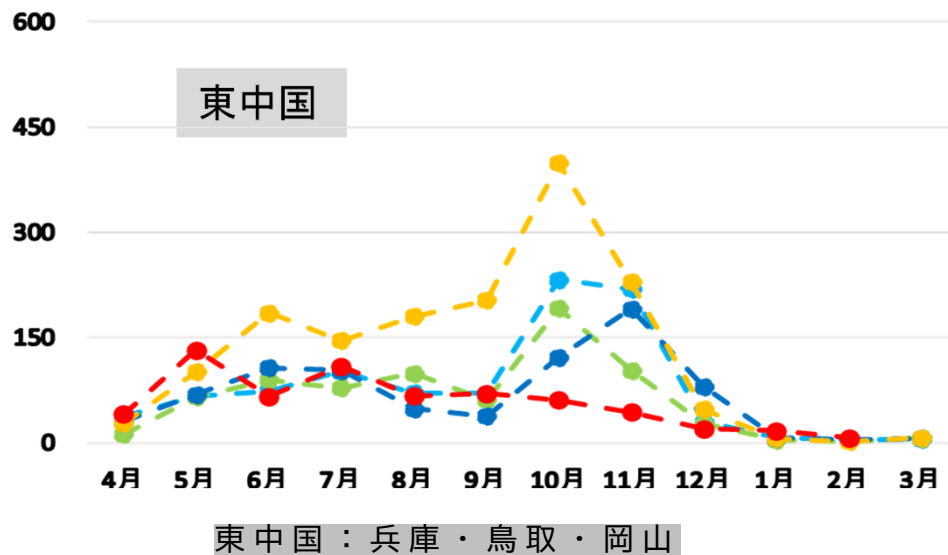
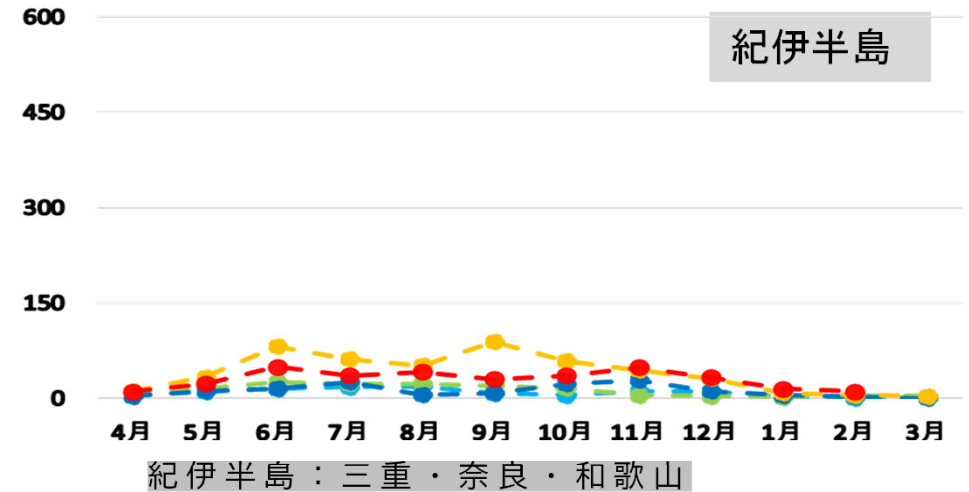
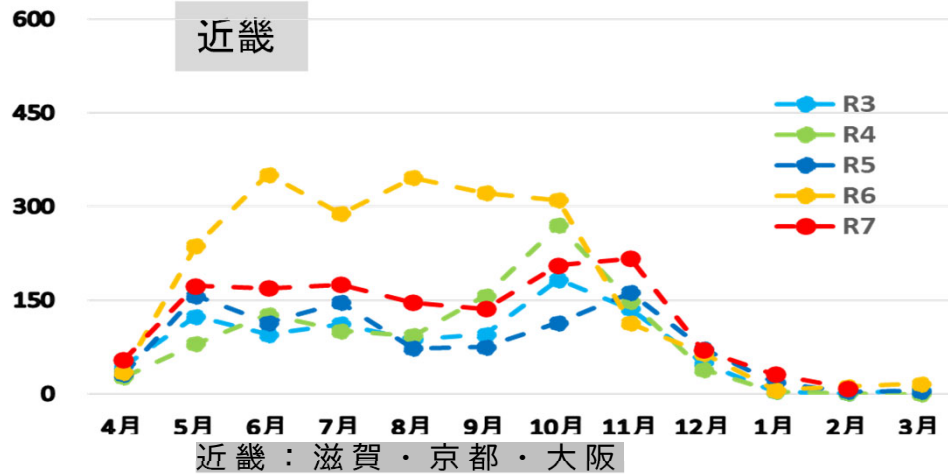
出没情報数：ツキノワグマ（東北・関東・北陸・中部）

- 令和6年度は秋の顕著な出没情報数の増加はなかった。 堅果類が豊作の地域が多かったことが要因のひとつと考えられる。
- 令和7年度は、東北と北陸で出没情報数が例年と比べて特に多い傾向にあり、東北地方の10・11月の出没情報数が最も多くなっている。 中部と関東でも秋の出没が多い傾向となっている。



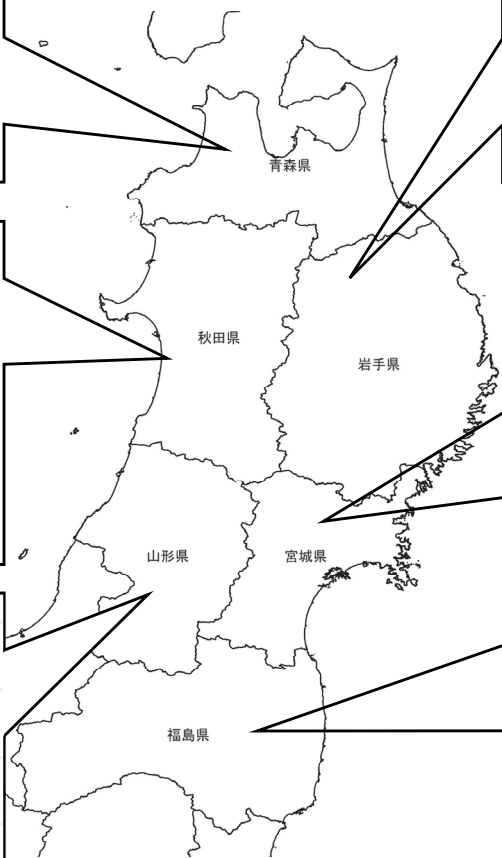
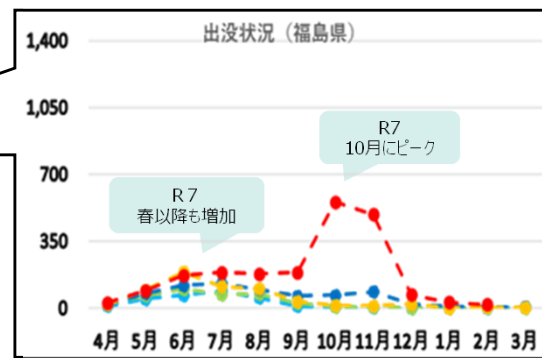
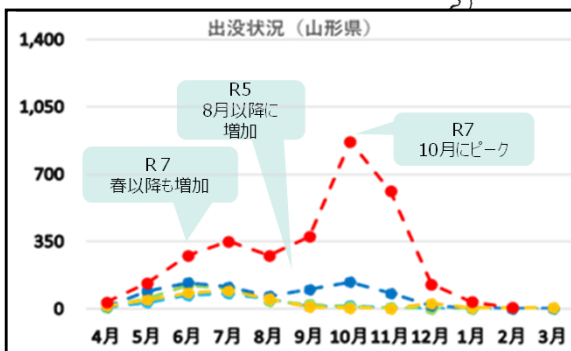
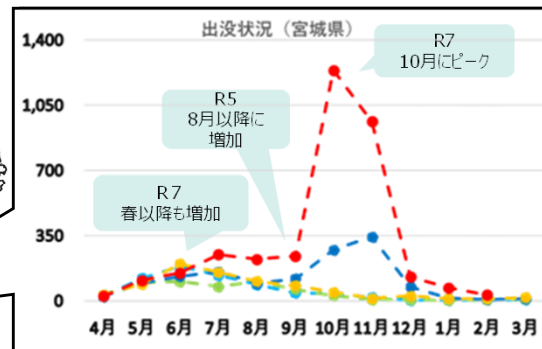
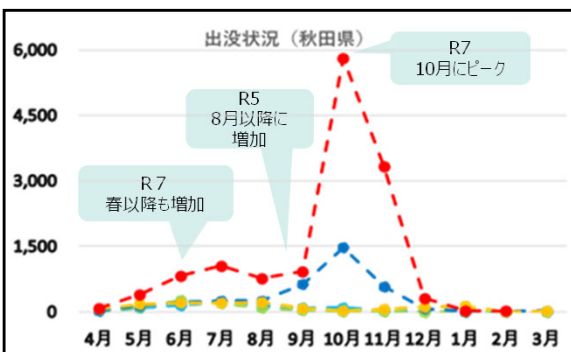
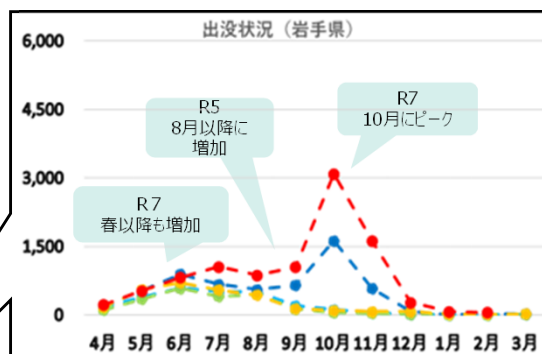
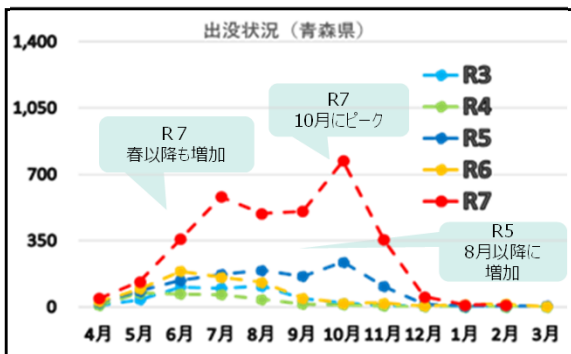
出没情報数：ツキノワグマ（近畿・紀伊半島・東中国・西中国）

- 近畿・紀伊半島・東中国・西中国では、過去5年の中で令和6年度の出没情報数が最多となっている。特に6～10月の出没情報数が例年と比べて多かった。
- 令和7年度の出没情報数は、概ね例年と同様の傾向にあった。



ツキノワグマの出没状況（東北地方）

- 令和5年度は、**青森、岩手、秋田、宮城、山形県**で**8月以降の出没情報数が増加**したが、令和7年度は福島県を含めて**例年以上に春先から夏にかけて多く出没し、秋には過去5年の中で最多出没情報数**となった。
- **令和5年度と令和7年度の東北での秋の出没情報数の増加は、ブナ科堅果類の凶作の影響による可能性が考えられる。**



東北地方 ブナの結実状況の比較

都道府県	令和5年	令和6年	令和7年
青森県	大凶作	豊作	大凶作
岩手県	大凶作	並作	大凶作
宮城県	大凶作	豊作	大凶作
秋田県	大凶作	並作	大凶作
山形県	大凶作	並作	大凶作

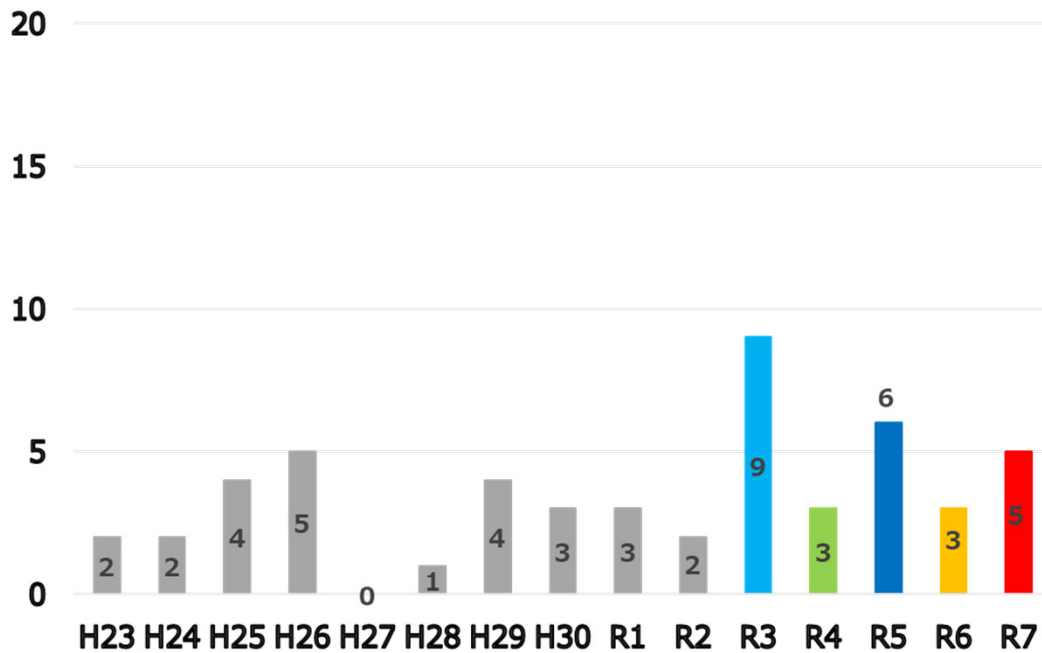
福島県（全体）堅果類の結実状況の比較

種類	令和5年	令和6年	令和7年
ブナ	凶作	並作	凶作
ミズナラ	並作	豊作	凶作
コナラ	並作	並作	凶作

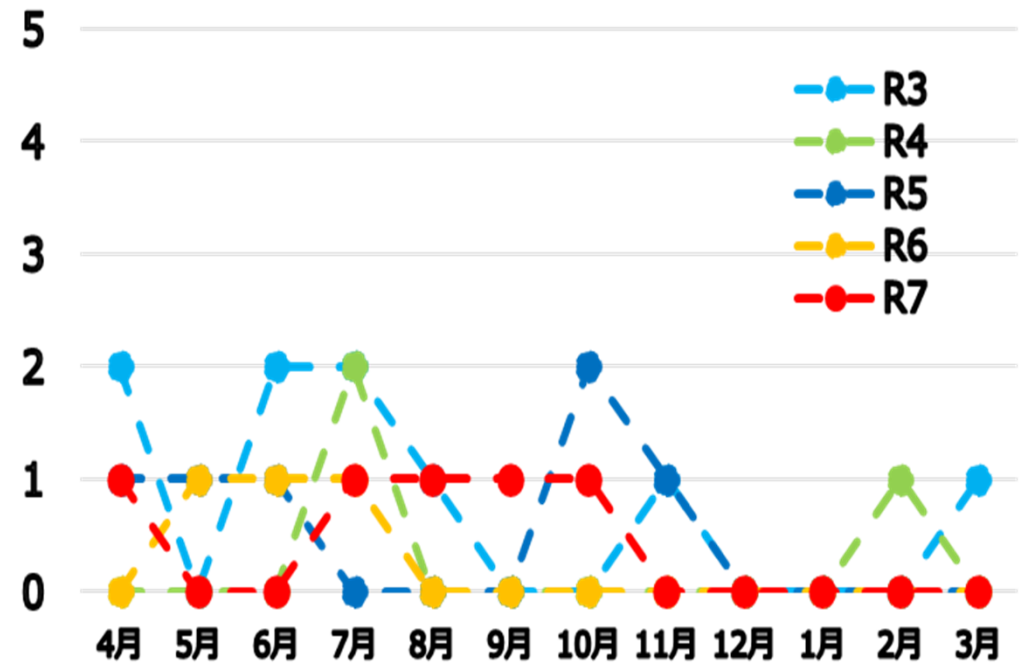
人身被害件数：ヒグマ

- 例年と比較して顕著な増加はなかった。
- 令和7年度の被害は7～10月の夏～秋に発生した。

ヒグマによる人身被害件数



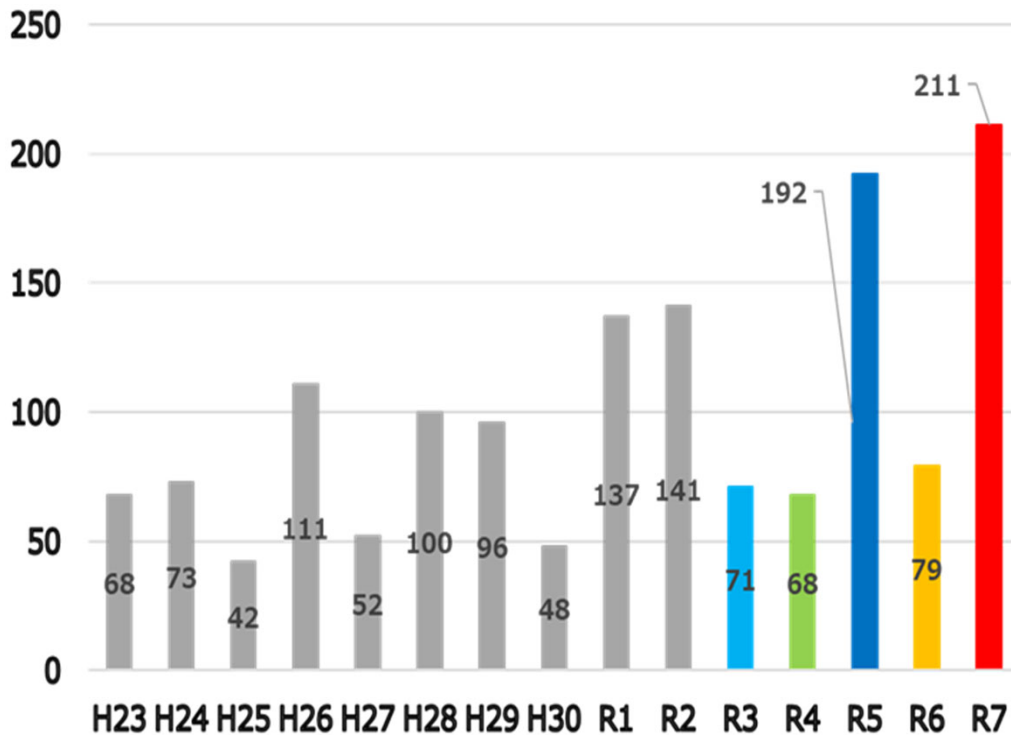
直近5年の人身被害件数（月別）



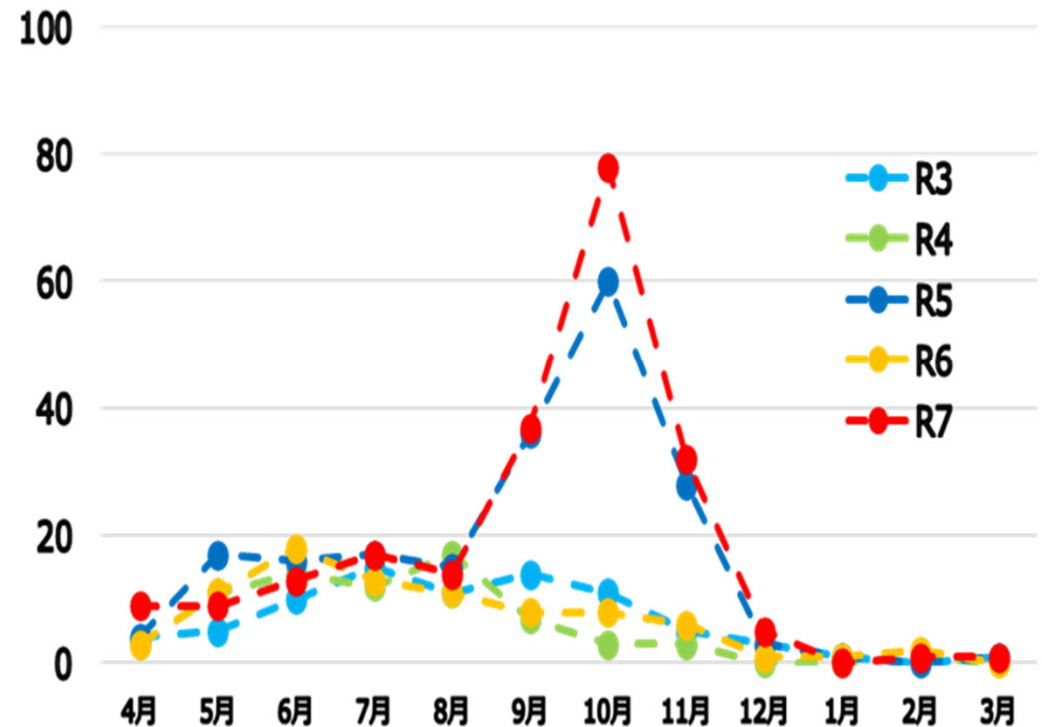
人身被害件数：ツキノワグマ

- 令和7年度は、過去5年間で最も人身被害件数が多かった。
- 令和5年度と令和7年度は秋に人身被害が急増したが、令和6年度は秋に人身被害が増加する傾向は見られなかった。
- 令和7年度は令和5年度と同様に秋に増加傾向にあった。

ツキノワグマによる人身被害件数

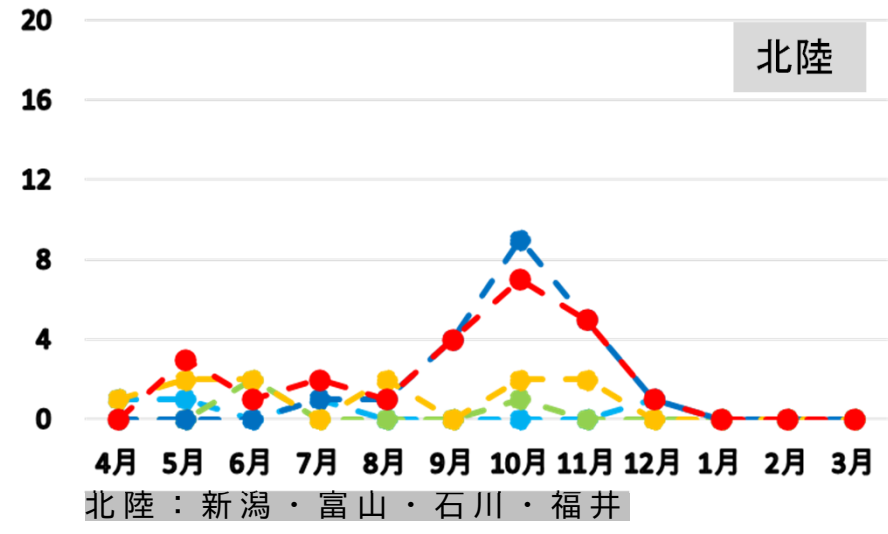
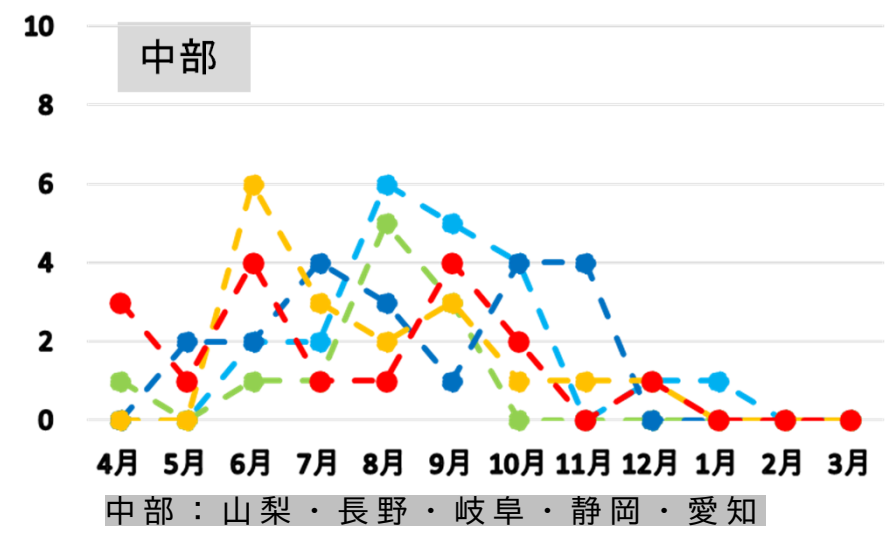
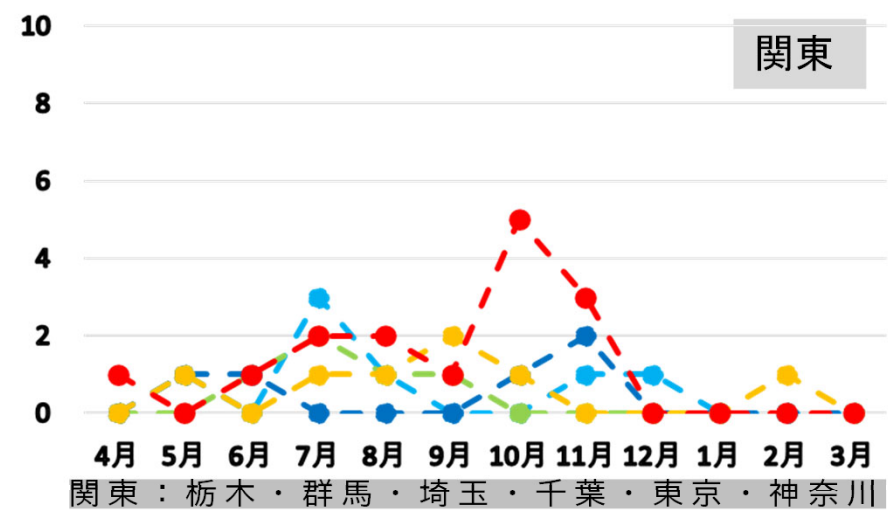
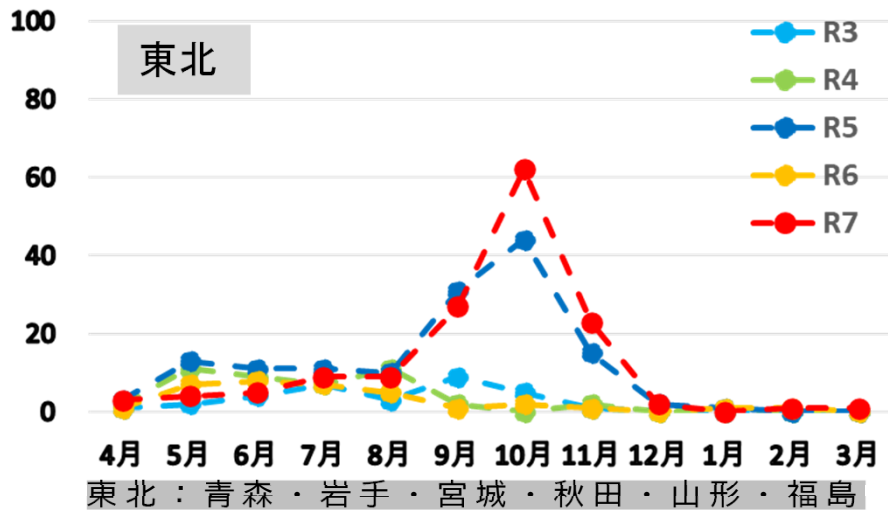


直近5年の人身被害件数（月別）



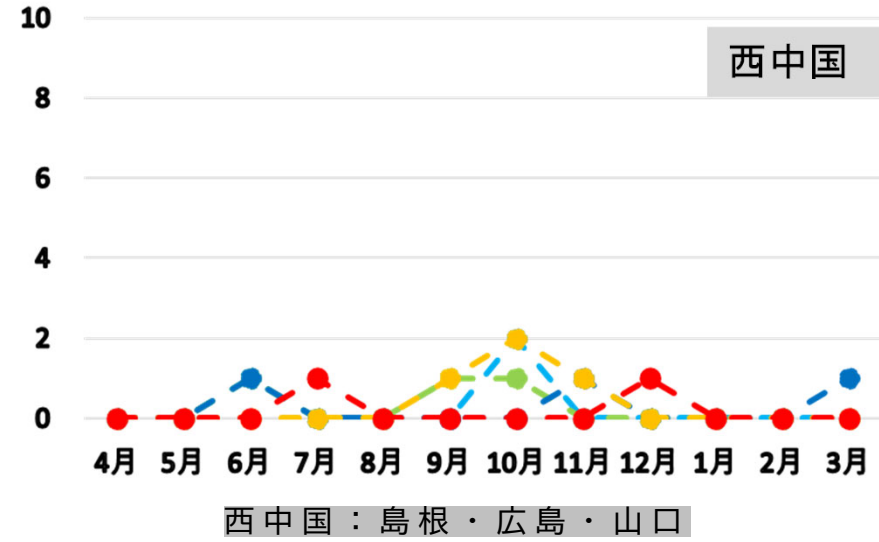
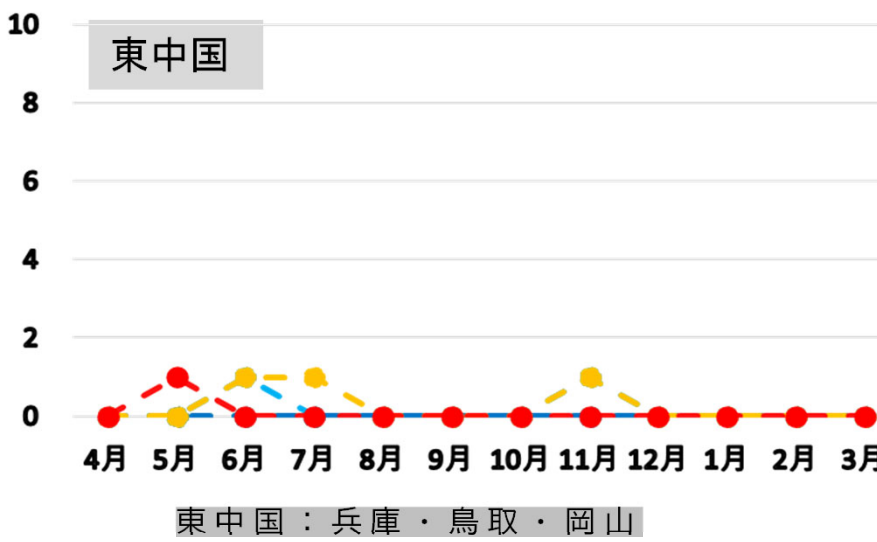
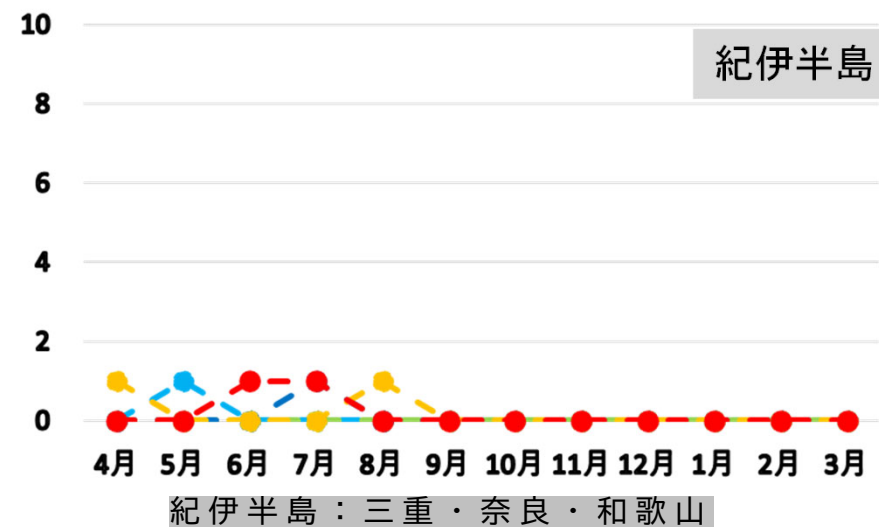
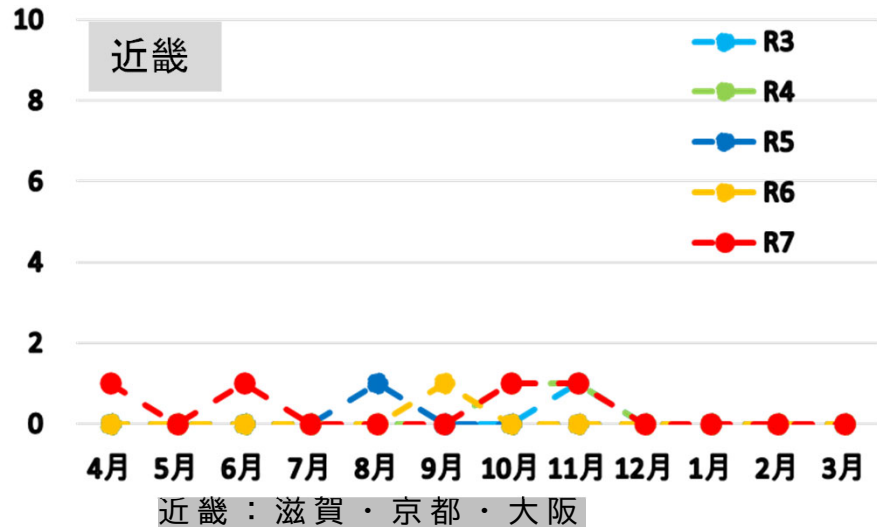
人身被害件数（月別）：東北・関東・北陸・中部

○ 令和7年度の被害件数は、7月までは一部多い月もあるが全体として例年並み～例年より少なかった。8月以降は東北、北陸地方において令和5年度と同様に増加傾向であった。また、関東地方でも被害件数が例年より多くなった。



人身被害件数（月別）：近畿・紀伊半島・東中国・西中国

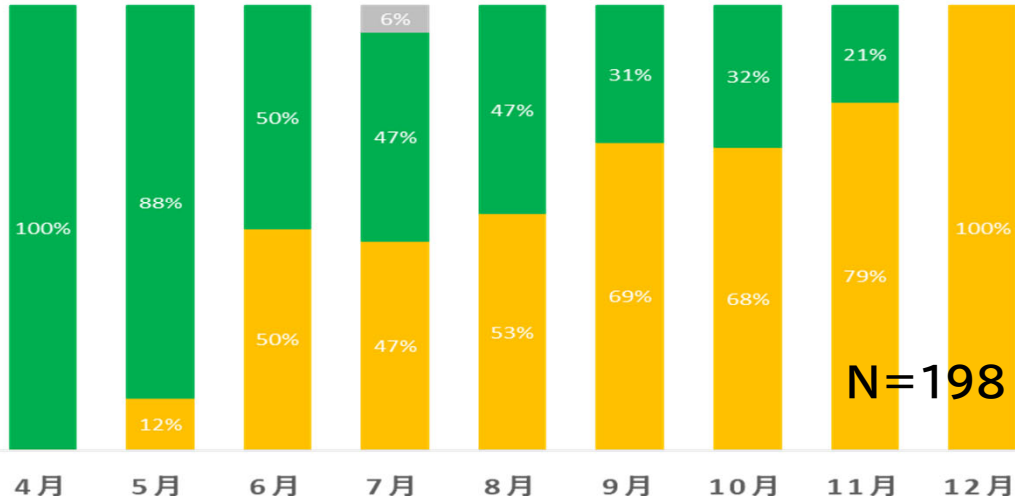
○ 例年と比較して出没件数は多かったが、人身被害件数の顕著な増加はなかった。



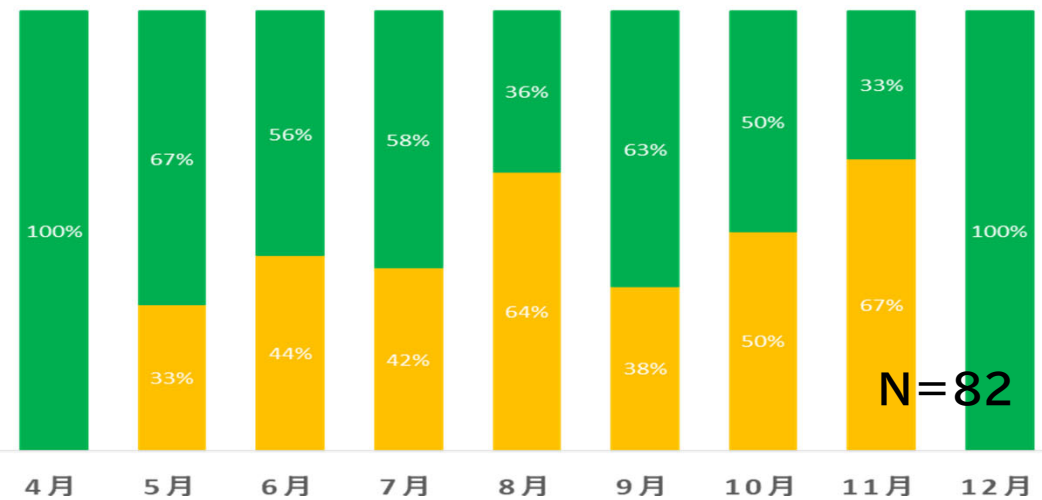
人身被害発生場所：クマ類（令和5・6・7年度の比較）

- 令和7年度の7月以降は、令和5・6年度と比較して人の生活圏での被害の割合が高い傾向にあった。
- 秋に大量出沒があった令和5・7年度は、9月以降、人の生活圏で被害の割合が高い。

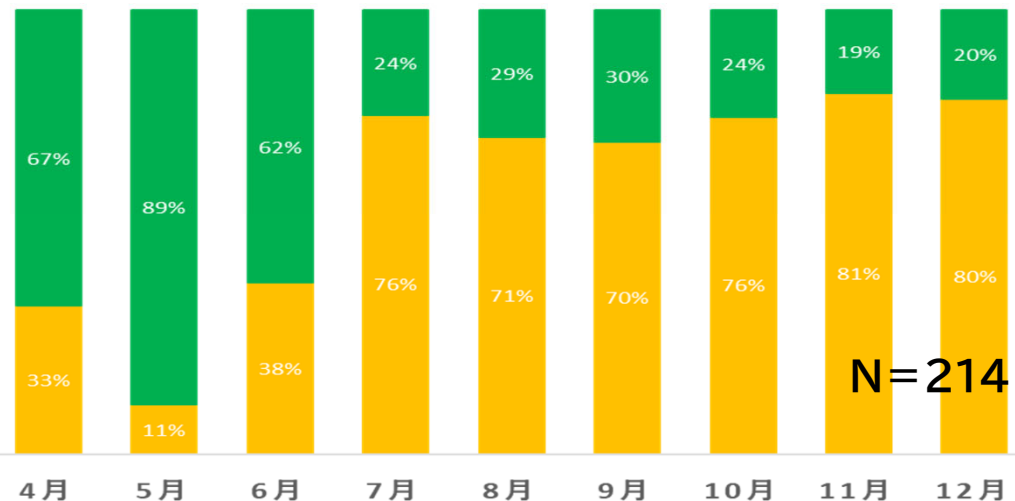
令和5年度



令和6年度



令和7年度

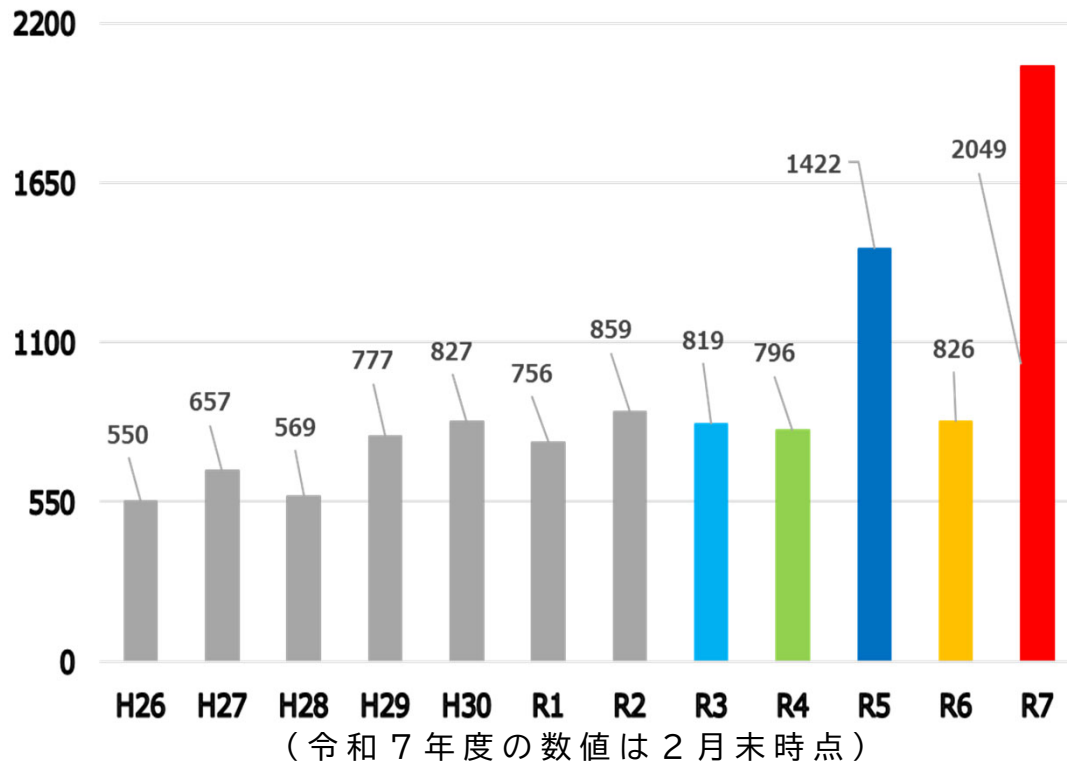


- 人の生活圏：■
※市街地や人家周辺、事業所、公園、農地、道路を「人の生活圏」とした。
- クマの生息地：■
※森林内にある事業所や森林、河川敷(上流部を含む)を「クマの生息地」とした。
- その他：■

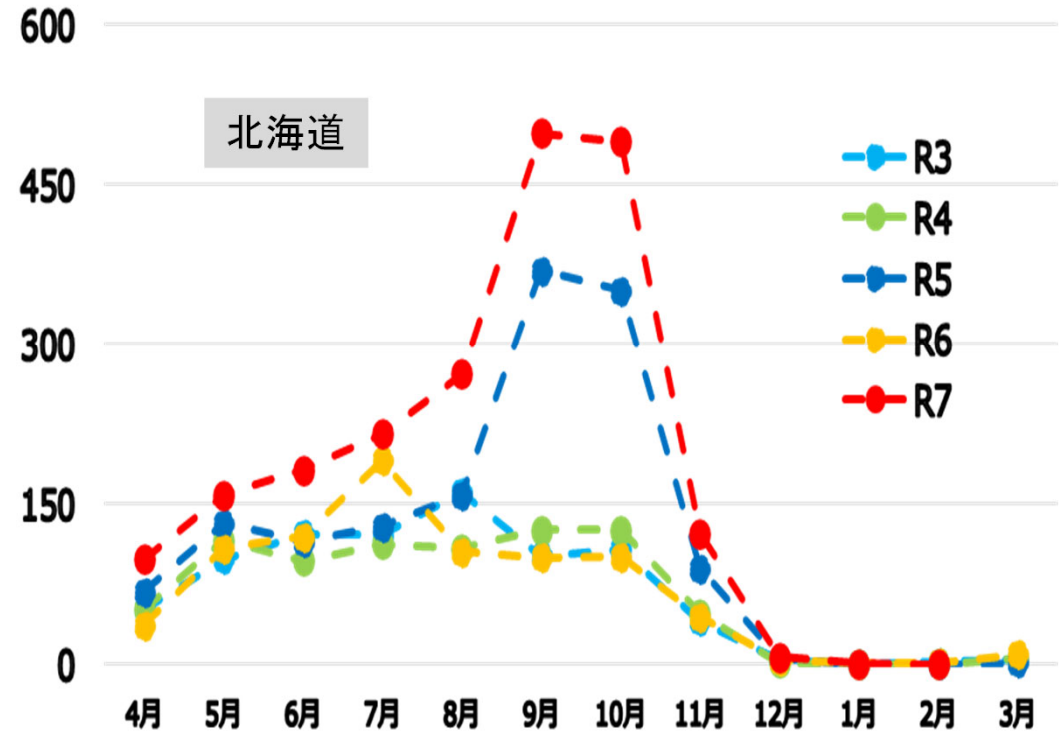
許可捕獲数：ヒグマ

- 令和6年度の許可捕獲数は例年並みであった。
- 令和7年度の許可捕獲数は、直近で多かった令和5年度よりも総捕獲数及び月別の捕獲数も多い傾向となっている。(2月末時点)

ヒグマの許可捕獲数



直近5年の許可捕獲数（月別）

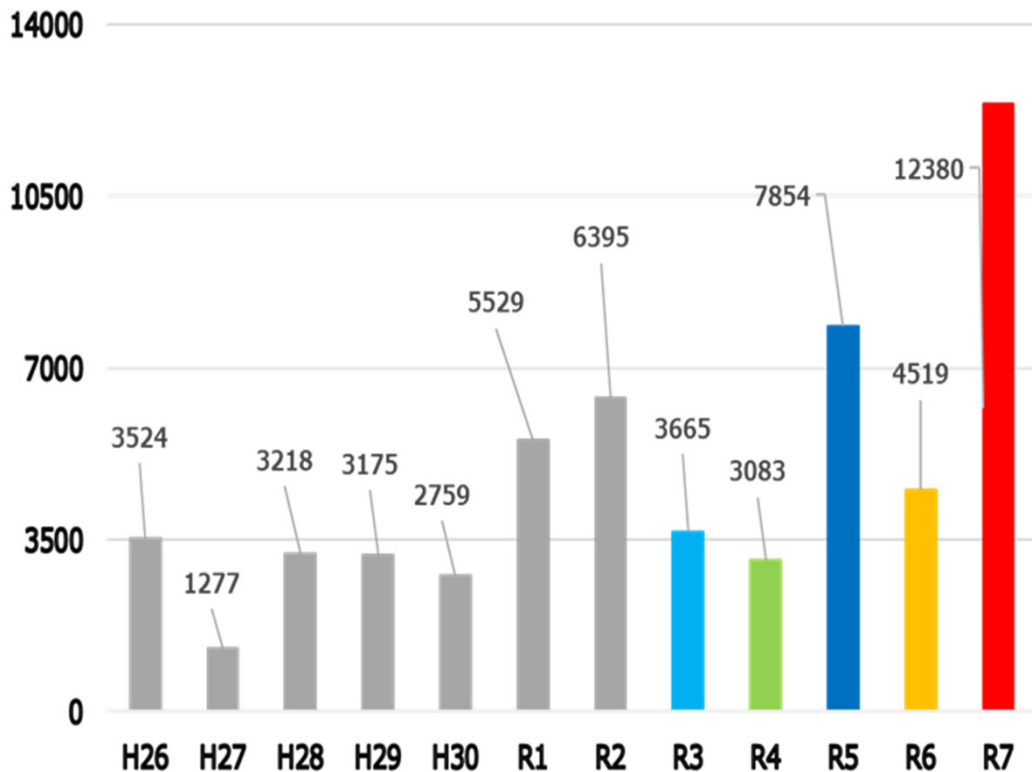


(許可捕獲数は非捕殺数も含む)

許可捕獲数：ツキノワグマ

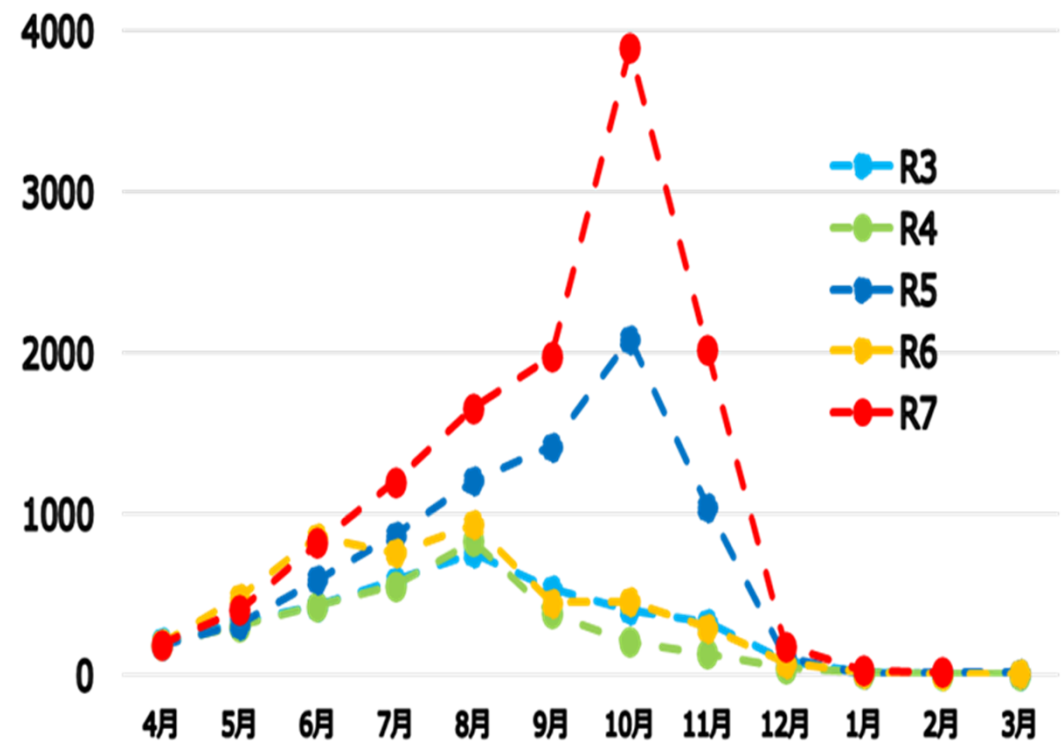
- 令和6年度の許可捕獲数は、令和5年度の6割程度であった。
- 令和7年度の許可捕獲数は、令和5年度より大幅に増加している。(2月末時点)

ツキノワグマの許可捕獲数



(令和7年度の数值は2月末時点)

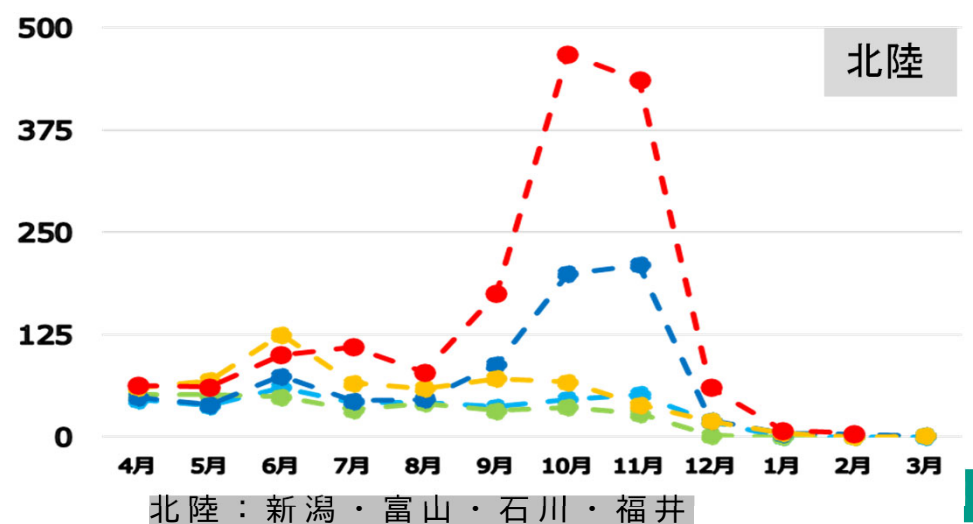
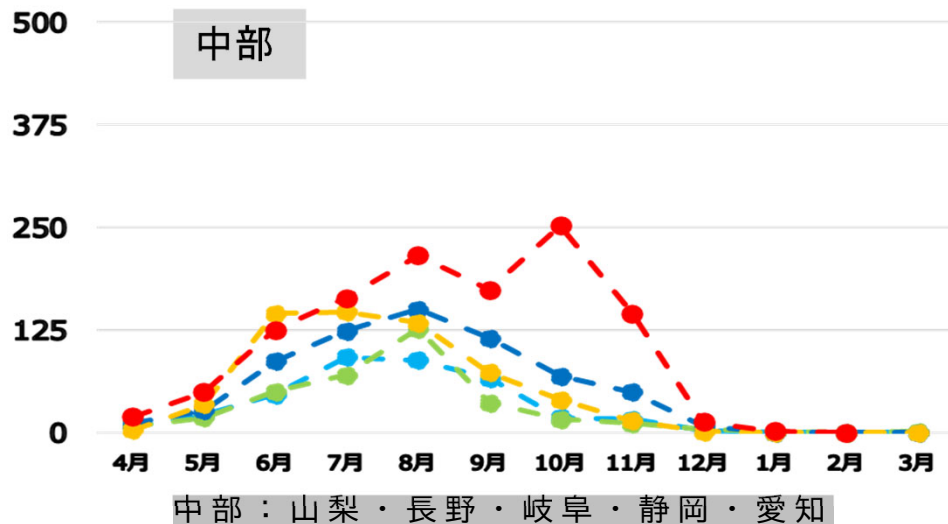
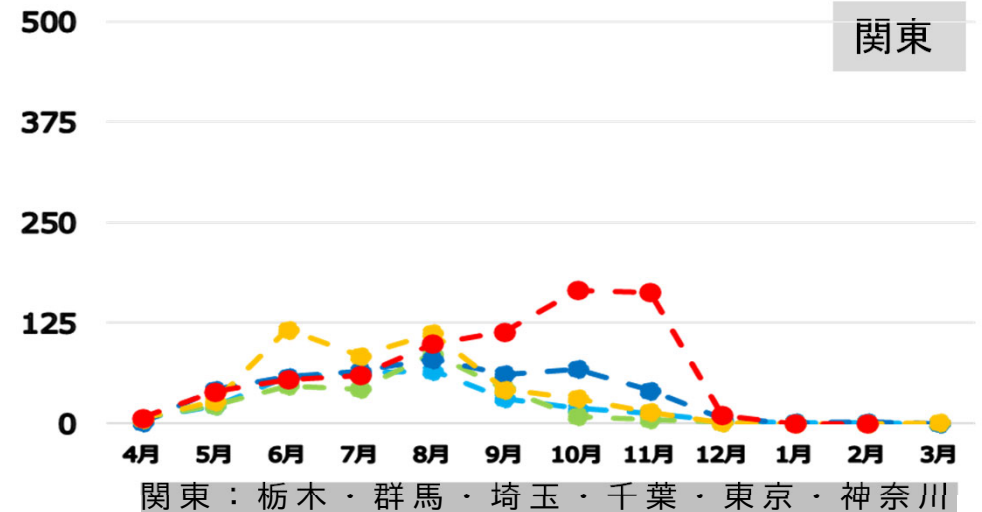
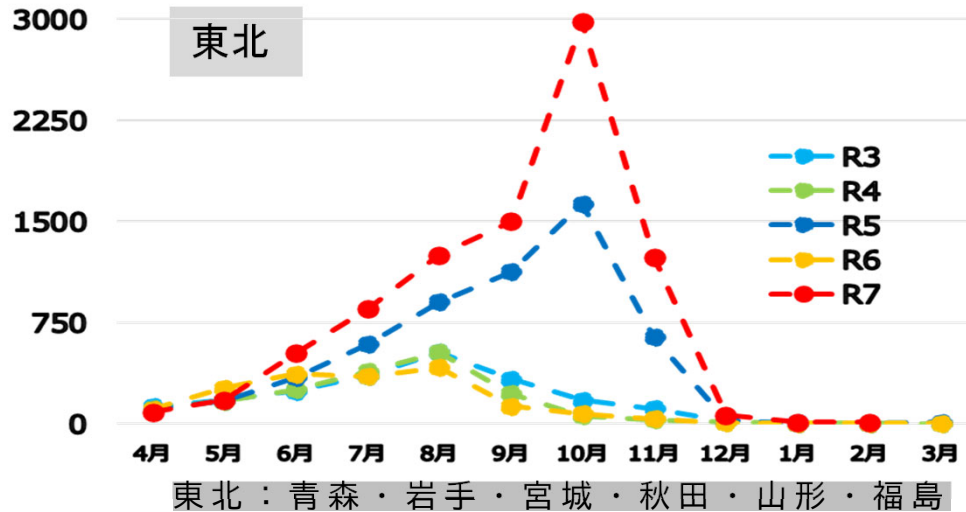
直近5年の許可捕獲数 (月別)



(許可捕獲数は非捕殺数も含む)

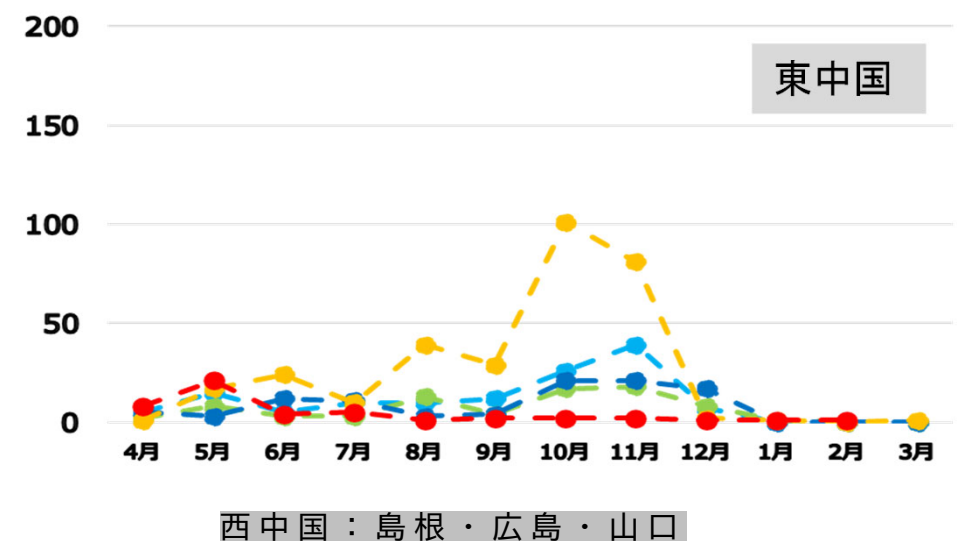
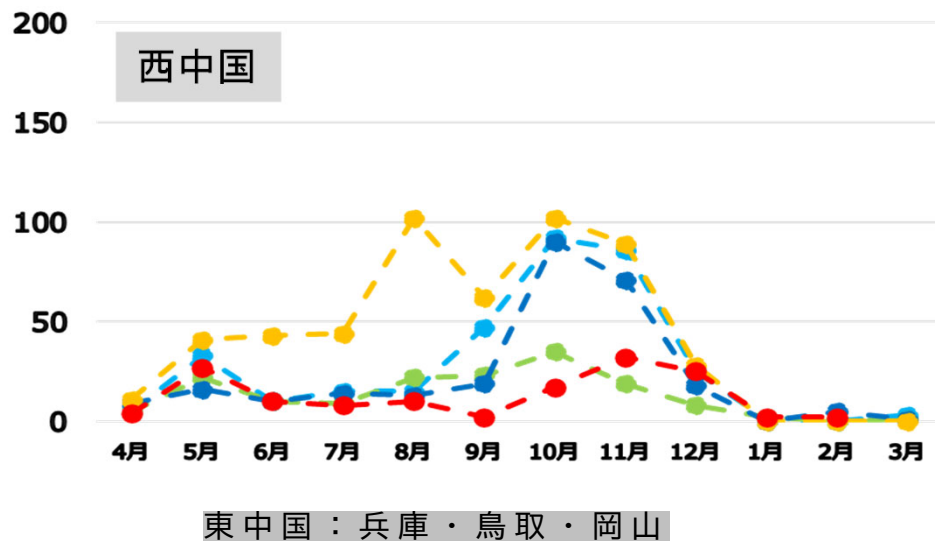
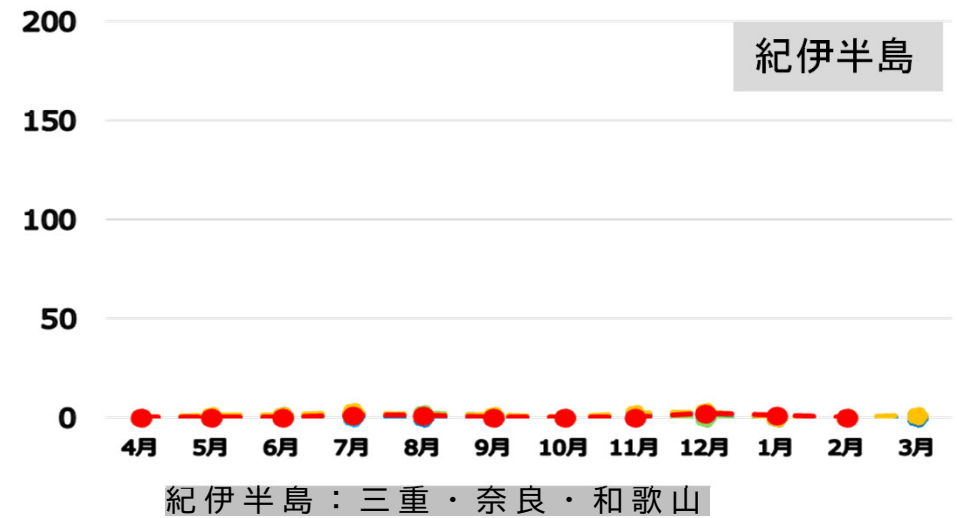
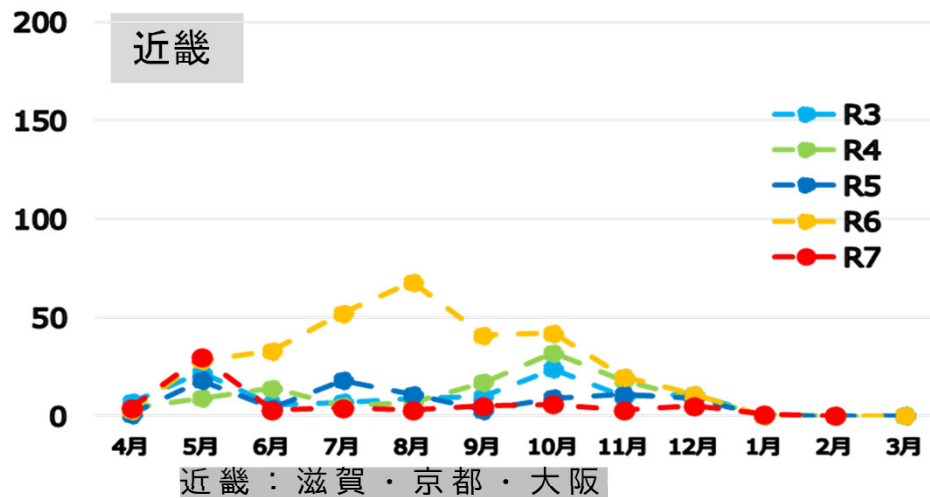
許可捕獲数（月別）：東北・関東・北陸・中部

- 東北・北陸は6月以降の捕獲数が多く、出没件数と同様の傾向だった。
- 関東・中部は例年並みで推移していたが、9～11月に増加した。



許可捕獲数（月別）：近畿・紀伊半島・東中国・西中国

○ 紀伊半島を除く地域は、春先は例年より多い傾向にあったが、それ以降は例年と同様か下回る傾向にあった。



令和7年度のクマの出没や被害状況について

○令和7年度のクマによる死亡事故概要（令和7年11月5日現在）

	発生日時	発生場所	被害者	場所概要	事故概要
1	6月22日	長野県大町市	男性・40代	森林	タケノコ取り中に襲われた。同行男性も軽傷。
2	7月4日	岩手県北上市	女性・80代	市街地	自宅内で全身に動物の爪による傷が多数ある状態で死亡しているところを発見。
3	7月12日	北海道福島町	男性・50代	市街地	新聞配達中にヒグマに襲われ亡くなった。
4	7月31日	秋田県北秋田市	女性・70代	市街地	グループホームの入居女性が敷地内で襲われた。治療を受けたが8月20日に亡くなった。
5	8月14日	北海道斜里町	男性・20代	森林	羅臼岳登山中にヒグマに襲われた。
6	10月3日	宮城県栗原市	女性・70代	森林	4人でキノコ採り中に襲われた。
7	10月8日	岩手県北上市	男性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。
8	10月10日	岩手県雫石町	男性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。
9	10月16日	岩手県北上市	男性・60代	人家周辺	温泉施設清掃中に襲われた。
10	10月24日	秋田県東成瀬村	男性・30代	人家周辺	襲われた人を助けに入り逆襲を受けた。
11	10月27日	岩手県一関市	不明・不明	人家周辺	住宅の敷地内で爪痕や咬まれた傷が多数ある状態で死亡しているところを発見。
12	10月27日	秋田県秋田市	不明・不明	人家周辺	側溝内でかみ傷や切り傷がある状態で発見。
13	11月3日	秋田県湯沢市	女性・70代	森林	キノコ採り中に襲われたとみられる。

令和8年度のクマの出没や被害状況について

○令和8年度のクマによる死亡事故概要（令和8年4月30日現在）

	発生日時	発生場所	被害者	場所概要	事故概要
1	4月20日～21日 (20日から行方不明)	岩手県紫波町	女性・50代	森林	山菜採り中に襲われたとみられる。 21日、捜索中の警察官がクマに襲われ重傷。

政府によるクマ被害対策 支援メニュー一覧

令和 8 年 1 月時点版

クマ被害対策の各プロセスにおいて活用できるメニューをまとめていますので、
ご参考にしていただけますと幸いです。

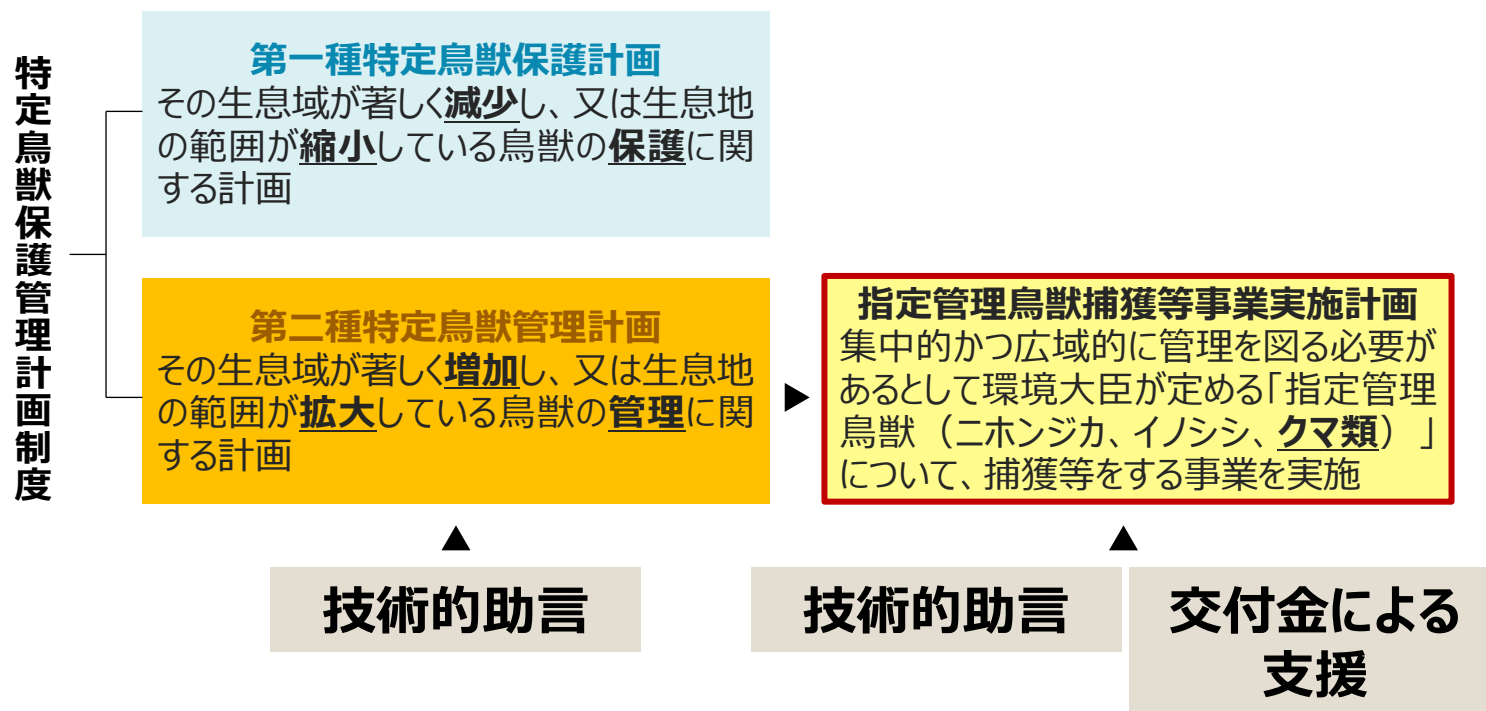
クマ被害対策に活用できるメニュー一覧表

メニュー分類	メニュー名	省庁名	対象
調査・計画策定	①特定鳥獣保護管理計画制度	環境省	都道府県
	②指定管理鳥獣対策事業交付金（計画策定・調査等事業）	環境省	都道府県
人材確保・育成、 技術支援、活動支援	③指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）	環境省	都道府県
	④狩猟ポータル	環境省	民間事業者、国民等
	⑤研修会の開催	環境省	都道府県、市町村等
	⑥夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等	環境省	都道府県、市町村、 民間事業者等
専門家派遣	⑦鳥獣プロデータバンク（専門家の登録・派遣事業）	環境省	都道府県、市町村等
	⑧農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー	農林水産省	市町村等
捕獲（緊急時、 個体数管理等）	⑨指定管理鳥獣対策事業交付金（捕獲等事業）	環境省	都道府県
	⑩鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）	農林水産省	市町村等
被害防止対策 （侵入防止柵 設置、緩衝帯の 整備、環境整 備等）	⑪指定管理鳥獣対策事業交付金（出没防止対策事業）	環境省	都道府県
	⑫鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備、緩衝帯の整備）	農林水産省	市町村等
	⑬河川におけるクマ被害対策について	国土交通省	都道府県、市町村等
	⑭緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援	林野庁	都道府県、市町村、 民間事業者等
その他	⑮鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用、クマスプレー）	農林水産省	市町村等
	⑯学校安全教室推進事業、学校安全総合支援事業、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	文部科学省	都道府県、市町村等
	⑰地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業	観光庁	都道府県、市町村、 民間事業者等
	参考：ドローンについて、捜索・救助等のための特例を適用し、航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例	国土交通省	都道府県、市町村、 民間事業者等
	参考：クマ被害対策等関係情報のお知らせ	環境省	都道府県、市町村

※交付金（指定管理鳥獣対策事業交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金）を受けて実施する事業や地方単独事業として実施する際に要する経費について、特別交付税措置

① 特定鳥獣保護管理計画制度

- 環境省では、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な鳥獣の保護又は管理に係る中長期的な目標や対策を設定する特定鳥獣保護管理計画制度を運営（鳥獣保護管理法第7条）
- さらに、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定める「指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）」については、都道府県等が実施する対策に対して、交付金による支援を実施。

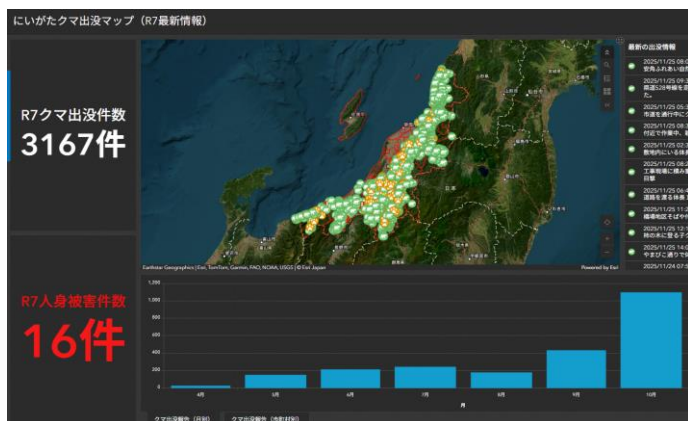


② 指定管理鳥獣対策事業交付金（計画策定・調査等事業）

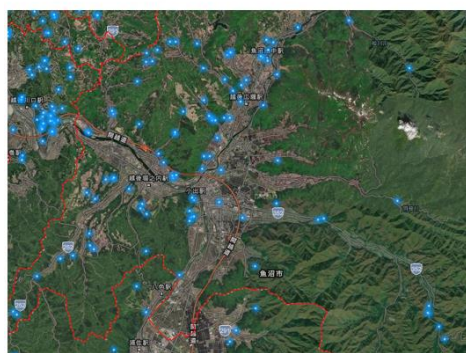
■ 概要

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
計画策定・調査等事業	都道府県や協議会が実施する、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画や広域捕獲計画の策定等に必要となる生息数、生息密度分布個体数推定及び将来予測等の生息状況や被害状況の調査に必要な経費（雑役務費等）	都道府県 協議会	-	定額（都道府県は5,000千円を上限とする定額、協議会は10,000千円を上限とする定額、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内、交付上限額は都道府県は12,500千円、協議会は15,000千円とする。ただし、北海道においては、生息・被害状況に著しい変化が生じ特定計画の改定が必要な場合等、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかると認められる場合に限り事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円とする。）

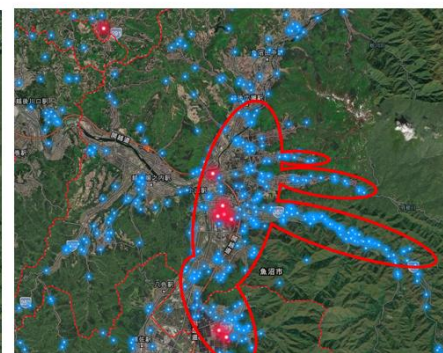
■ 活用イメージ・事例



平年（H30、R3、R4の累積）



大量出没年（R元、R2、R5の累積）



●：出没・痕跡地点

●：人身被害発生地点

○：出没・痕跡が増加する地域

クマ出没マップを活用した出没防止対策の検討

③ 指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）

■ 概要

赤字：新規メニュー

交付対象メニュー	対象経費の想定	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
① 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲等事業者育成に必要な経費（会議費、旅費、諸謝金、消耗品等） ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定を目指す法人、その法人の捕獲従事者及びそれらの者を指導する都道府県・市町村担当職員を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会 ・ 認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催 ・ 指定管理鳥獣の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上に向けた研修 等 	都道府県協議会	-	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣管理専門人材の配置（新）	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県において、専門人材を配置する際の経費（賃金等） ① 鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有し、 ② 広域的な指定管理鳥獣の保護・管理を担う者（常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費 ● 雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等） 	都道府県	-	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
③ 緊急銃猟対応等実務者の育成（新）	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急銃猟等を実施するための射手の技術向上や都道府県・市町村における捕獲従事者等を育成するために必要な研修の実施に係る経費（会議費、旅費・謝金等） 	都道府県	市町村	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）
④ 緊急銃猟対応等実務者の配置（新）	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急銃猟対応等実務者を雇用するために必要な経費（賃金等） ① 狩猟免許を所持している又は所持する見込みがあるとして都道府県知事もしくは市町村長が認める者であり、 ② 緊急銃猟をはじめとした捕獲等、鳥獣行政に従事する者等（常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費 ● 雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等） 	都道府県	市町村	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）

④ 狩猟ポータルサイトの運営、狩猟フォーラムの開催、狩猟税の減免

- 環境省では、捕獲の担い手であるハンターの確保・育成を目的として、狩猟免許の取得や猟具の所持、狩猟者登録など、必要なプロセス等を解説する「狩猟ポータル」を運営。
- 「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催し、狩猟の魅力と、狩猟が持つ社会的な役割を周知するとともに、将来の鳥獣保護管理の担い手確保に取り組んでいます。
- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除し、捕獲従事者の経済的負担の軽減を行っています。

狩猟ポータル Hunting Portal Site



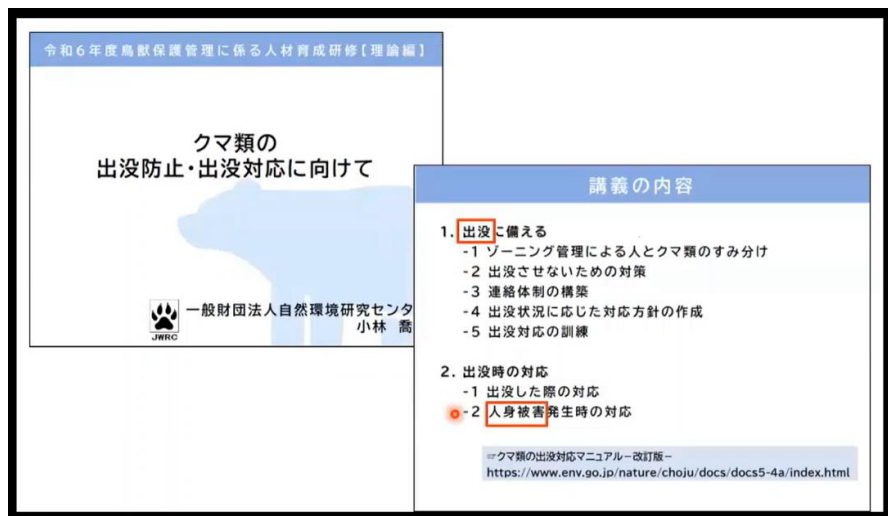
箱わな実演
(令和元年度開催・大分会場)

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円
第2種銃猟免許の登録者	5,500円
※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減 ※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税	

⑤ 特定鳥獣の保護及び管理に係る研修会（自治体職員向け）

- 科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理を進める上で重要な「特定計画」の策定及び効果的な実施を目的として、地方自治体職員等を対象とした講義や現地見学等による研修会を開催。
- 国内トップレベルの講師陣から特定獣類4種（ニホンジカ、イノシシ、クマ類、ニホンザル）について理論編（オンライン）、実習編（演習林等での実地集合研修）を実施。
- 本研修を受講し、かつ、鳥獣行政の3年以上の都道府県の実務経験者は、「鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員」として計上することができます。（都道府県における専門的職員の配置 || 野生鳥獣の保護及び管理[環境省]



オンラインによる理論編研修



演習林での被害対策等について実地研修



実地研修後の振り返り

⑥ 夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等

- 夜間銃猟に係る認定を受ける意向がある認定鳥獣捕獲等事業者の「事業管理責任者」及び「夜間銃猟に従事する捕獲者」や「緊急銃猟に従事する者として市町村から推薦を受けた者」を対象とし、要件の一つである「夜間銃猟安全管理講習」及び「射撃技能の確認」を開催。
- 令和7年度は、可能な限り多くの方に受講いただく機会を設けるため追加で開催を予定。

【追加開催予定】

① 夜間銃猟安全管理講習会

【講義】

日 程： 令和8年1月19日（月）
場 所： オンライン開催

【実習・射撃技能の確認】

○ 関東会場

日 程： 令和8年1月30日（金）
場 所： 群馬県安中総合射撃場

② 射撃技能の再確認

○ 関東会場

日 程： 令和8年2月9日（月） 10:00～
場 所： 群馬県安中総合射撃場

▶ 詳細は、以下のサイトにてご案内

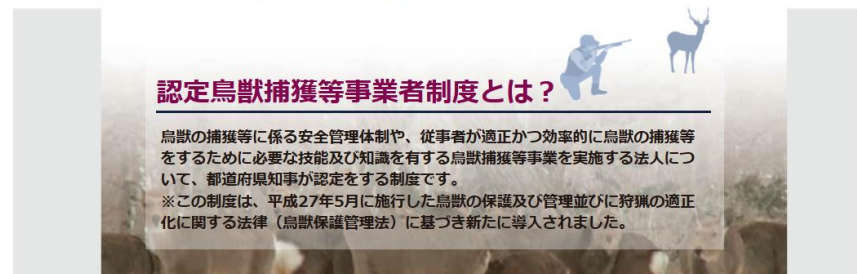
<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

認定鳥獣捕獲等事業者制度

文字サイズ 小 中 大

ニホンジカ等の生息や被害の現状	これまでの対策の成果と課題	認定鳥獣捕獲等事業者制度の趣旨	認定鳥獣捕獲等事業者制度の概要	講習実施に係る資料ダウンロード	認定鳥獣捕獲等事業者一覧	FAQ
-----------------	---------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-----

環境省 > 自然環境・生物多様性 > 野生鳥獣の保護管理 > 認定鳥獣捕獲等事業者制度



認定鳥獣捕獲等事業者制度とは？

鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする制度です。

※この制度は、平成27年5月に施行した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に基づき新たに導入されました。

更新情報



- 2025年12月23日 【追加開催】令和7年度夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等についての案内を追加しました。
- 2025年12月11日 令和7年度認定鳥獣捕獲等事業者講習会の開催についての案内を追加しました。
- 2025年11月30日 認定鳥獣捕獲等事業者一覧を更新しました。
- 2025年10月1日 令和7年度夜間銃猟安全管理講習会の開催及び射撃技能の確認等についての案内を追加しました。
- 2019年10月10日 資料ダウンロードの認定鳥獣捕獲等事業者講習会テキストとパワーポイント資料を更新しました。
- 2018年12月12日 認定鳥獣捕獲等事業者に必要な救急救命知識の手引き[PDF 2,114KB]を更新しました。
- 2018年1月4日 ニュースレター-Vol.2[PDF 547KB]を掲載しました。
- 2017年6月15日 ニュースレター-Vol.1[PDF 3,637KB]を掲載しました。



▶ 制度紹介
印刷用リーフレットダウンロード
[PDF 1,365KB]

⑦鳥獣プロデータバンク（専門家の登録・派遣事業）

- 環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する専門家を登録し、地方公共団体等に紹介する「**鳥獣プロデータバンク**」を運営。
- 昨今のクマの大量出没を受けて、**新たにクマ対策専門家・緊急派遣事業を開始**。クマの被害対策（研修会・講義・調査等）を行う地方公共団体（都道府県・市町村）等に、クマの専門家を派遣するための謝金と旅費の相当額を環境省が支援。



プロを捜す

クマ対策専門家緊急派遣事業（謝金・旅費支援）

昨今のクマの大量出没を受けて、新たにクマ対策専門家・緊急派遣事業を開始します。クマの被害対策（研修会・講義・調査等）を行う地方公共団体（都道府県・市町村）等に、クマの専門家を派遣するための謝金と旅費の相当額を環境省がお支払いします。支払いに当たっては、活動終了後に「活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業）」を運営事務局に提出していただけます。

本事業の対象となる活動は、令和8年2月27日までに実施され、活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業）が3月6日までに事務局に提出された活動です。（今後、応募状況等により、対象期間等が変更になる可能性があります）。

詳細については、下記のクマ対策専門家緊急派遣事業の手引きをご覧ください。

[クマ対策専門家緊急派遣事業の手引き\[PDF 445KB\]](#)

[利用申請書（クマ対策専門家緊急派遣事業） \[Word 36KB\]](#)

[活動報告書（クマ対策専門家緊急派遣事業） \[Word 56KB\]](#)

▼こちらより検索

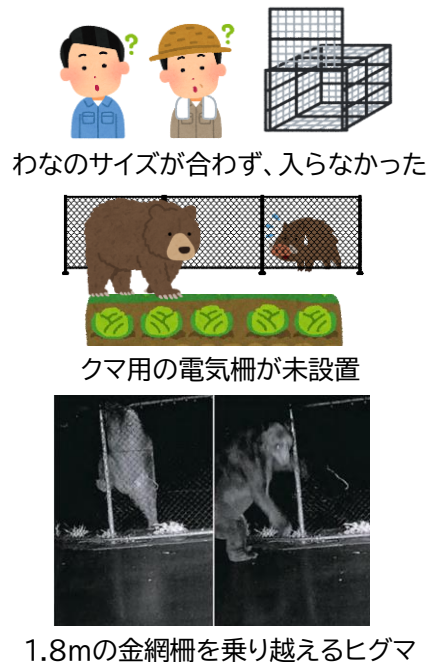
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html#haken>

⑧ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー

- 農林水産省では、鳥獣被害に関する専門的知識及び経験を有し、各市町村の被害防止計画の策定や現場での被害防止対策の実施などに助言等を行うことができる者を「**農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー**」として登録し、**地方公共団体等の利用者に紹介する制度**。
- アドバイザーは、令和7年7月時点で276名（うちクマを対象としたアドバイザーは124名）。

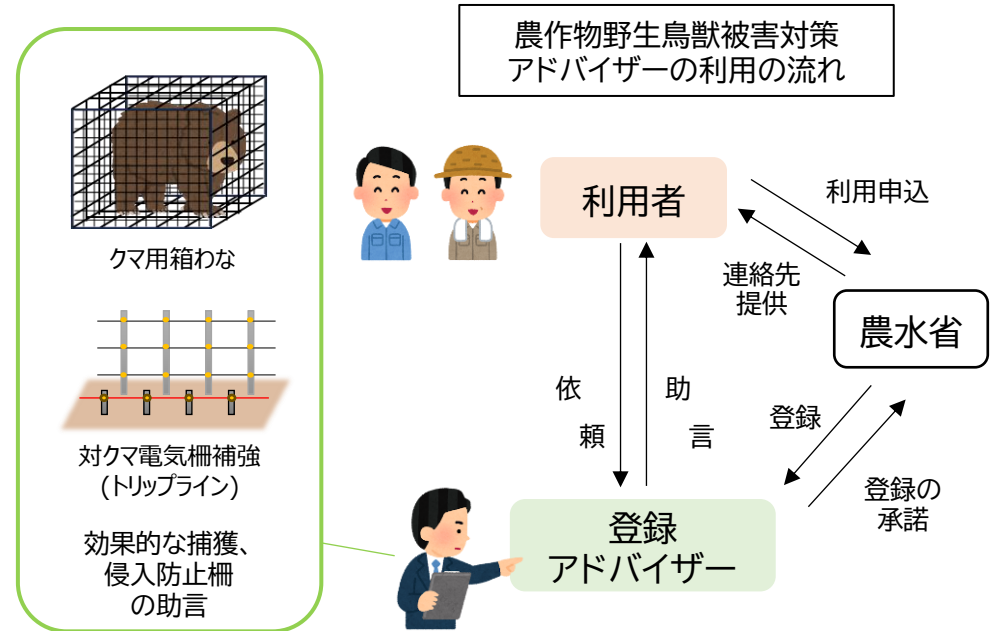
現状

シカやイノシシ対策を実施してきものの、クマについての知見がなく、クマの生態を踏まえた有効な対策が実施できていない。



アドバイザーの利用

クマ対策に知見を有するアドバイザーの派遣により、効果的な対策の実施を支援（鳥獣交付金の活用も可能）。



⑨指定管理鳥獣対策事業交付金（捕獲等事業）

■ 概要

赤字：拡充部分

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
②捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急銃猟や指定管理鳥獣捕獲等事業における以下の経費 ・ 射手への日当や手当など捕獲した個体の搬出・処理経費 ・ 捕獲事業者への委託費（旅費、雑役務費等） ・ 捕獲するための箱わな等の購入費用（備品費等） ・ 捕獲に係る保険代（保険料） ・ 銃弾、ガソリン等の捕獲に必要な諸経費（消耗品費等）など 	都道府県	市町村	<p>1/2以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）</p> <p>春期管理捕獲等の効果的な捕獲計画を有する都道府県、緊急銃猟の実施に係る経費にあつては2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）</p> <p>※「春期管理捕獲等を含む効果的な捕獲計画」とは、春季管理捕獲のほか、例えば都道府県をまたいで広域的に移動する地域個体群を、各都道府県で連携して捕獲を行うような取組を想定</p>

■ 活用イメージ・事例



箱わなの設置



捕獲に対する支援

■ 参考：緊急銃猟への協力のお願いについて（R7.11.28）

緊急銃猟における民事責任、刑事責任、行政処分の考え方について取りまとめた資料 [kuma-oshirase-r071128-2.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syokusei/syokusei_r071128-2.pdf)

⑩-1 鳥獣被害防止総合対策交付金（クマ特別対策）

- ・ 農業集落からクマを排除し、捕獲を強化することで増えすぎた個体数の削減を図る。
- ・ クマ捕獲に関する困難度を踏まえ、**クマ特別対策**により、**捕獲単価を従来より大幅に増加して支援**するなど、**捕獲強化に向けた環境整備を推進**。

クマ特別対策の全体像

【クマ特別対策の基本的な考え方・実績等】

- ✓ 出没の多発する場合において、農地への侵入防止を防ぐため、活動範囲を広げて、罠の増設や銃に積極的な捕獲を実施（**地域毎に設定した単価**で支援）
- ✓ 現在、北海道を中心に全国19県・市町村において実施中。

<特別対策のイメージ>



- ・ 柵、緩衝帯整備等の基本的対策を実施
- ・ その上で、銃や罠での捕獲を強化

捕獲活動経費の支援

- 頭数払いの設定単価は平均で約2万円。
- さらに市町村において上乘せ(平均約3万円)を実施。
- このほか、日当払いでの支援も実施。
(罠の見回り2千円/時間、集中捕獲3万円/日 等)

通常メニューの場合

- ・ 補助率：定額
- ・ 上限単価 8千円/頭 ※日当払も可能。

捕獲機材の導入支援

- クマ用の大型箱わなの導入について、上限単価なし・定額で支援。

通常メニューの場合

- ・ 補助率：1/2以内(実施隊が行う場合は定額)
- ・ 上限単価：119千円/基
※上限単価を超える場合は、特認協議で対応

⑪ 指定管理鳥獣対策事業交付金（出沒防止対策事業）

■ 概要

赤字：拡充部分

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
③出沒防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去や緩衝帯の整備に必要な経費（雑役務費等） ●侵入防止柵の設置やクマスプレー、クマ鈴、追い払い用火火等の購入費用（備品費、消耗品費等） ●人の日常生活圏におけるパトロールに必要な日当や手当 ●クマの出沒注意を呼びかけるための普及啓発に必要な経費（印刷製本費等）など 	都道府県	市町村	2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）

■ 活用イメージ・事例



出沒防止対策（電気柵）



緩衝帯整備



誘因物の管理（放任果樹の伐採）



⑫-1 鳥獣被害防止総合対策交付金（侵入防止柵の整備）

- 農地の周辺に侵入防止柵を設置することを基本とした上で、農作物への執着の強いクマ対策を実施。
- 農地周辺の電気柵を二重に設置することにより、掘り起こしを防止し防護を強化。

従来

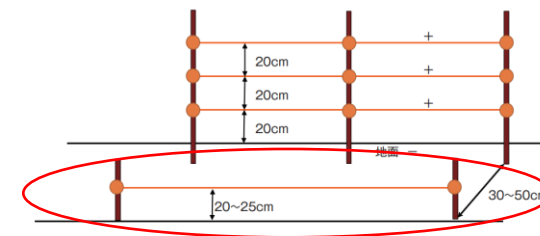
- 感電による痛みを獣が学習し、近づかなくなる、クマに対しても有効な侵入防止柵。
- 農作物への執着が強い場合、柵の下部を掘り起こして侵入する場合がある。



今後

- 電気柵の外側にもう1本補強する方法(トリップライン)により、クマの掘り起こしを行う気力を喪失させ、農地への侵入防止効果を向上させることが可能。

トリップライン(模式図)



活用事例(長野県下高井郡木島平村池の平地区)



クマに突破された部分等の弱い部分の外側に、トリップラインを追加整備し、電気柵の下を掘っての侵入は無くなった。

資料: 野生鳥獣に負けない集落づくり事例集(長野県)

⑫-2鳥獣被害防止総合対策交付金（緩衝帯の整備）

- クマを人里になれさせないよう、誘引物を除去、人里との境の藪などを刈り払うことで緩衝帯を整備。
- 加えて、強固な侵入防止柵等を一体的に整備することにより、人とクマの棲み分けを強化。

従来

- 潜み場の除去や、放任果樹の撤去等による緩衝帯の整備。しかし個体数が多すぎる状況においては、防除策の決定打とはならない。
- 侵入防止柵は基本的に農場の周辺に整備するものが多い。

緩衝帯



基本的な電気柵



緩衝帯と柵が分離



緩衝帯 侵入防止柵

今後

- 棲み分けを強化するため、緩衝帯と併せ、強固かつ広域な侵入防止柵や、設置・撤去が容易な一時的な電気柵の整備を推進。

強固な金属柵



設置・撤去が容易な電気柵



緩衝帯と柵を一体的に整備



緩衝帯 侵入防止柵

⑬ 河川におけるクマ被害対策について

■ 概要

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」において、河川は、クマが人の生活圏に侵入する移動ルートとなっている可能性が指摘されていることから、

- ・ 河川の樹木伐採等を都道府県等（鳥獣行政担当部局等）と調整し、クマ対策に有効な箇所を優先的に伐採
- ・ 河川区域内でわな等の移動が柔軟にできるよう包括的に占用許可などの支援を実施しています。

国土交通省管理区間であれば河川事務所に、都道府県管理区間であれば都道府県河川部局にご相談ください。

■ 活用イメージ・事例



クマの移動ルートとなる可能性がある箇所の樹木伐採

⑭ 緩衝林帯の整備、針広混交林や広葉樹林への誘導等への支援

① 緩衝林帯の整備

都道府県・市町村・森林所有者等が行う、人への生活圏への出沒防止に向けた刈払いなどへの支援。

整備前



整備後



整備前



整備後



② 針広混交林や広葉樹林への誘導等

- 都道府県・市町村・森林所有者等が行う、生息環境の保全・整備に向けた人工林を針広混交林や広葉樹林に誘導するための抜きや植栽等を支援。
- 都道府県・市町村・森林所有者等が行う、ナラ枯れ等の被害木の伐倒・駆除や、薬剤の樹幹注入による予防を支援。



針広混交林



広葉樹植栽



被害木の燻蒸処理



薬剤の樹幹注入

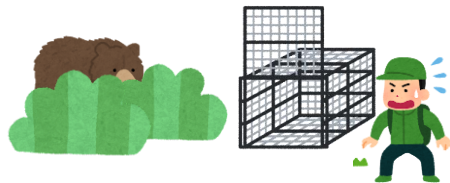
⑮-1 鳥獣被害防止総合対策交付金（ICT機器の活用）

- 人口減少や高齢化が進む中山間地域等におけるクマ対策の強化に向けて、ICT機器の活用支援により、罾の見回りの負担軽減とクマの危険回避を推進。

従来

- 罾も電気柵も、定期的な見回りが必要であり、人口減少等が進む中山間地域等では労務負担が大きい。
- 特にクマが出没している状況下では見回り作業にも危険が伴う。

罾は定期的見回りが必要、クマの危険も伴う



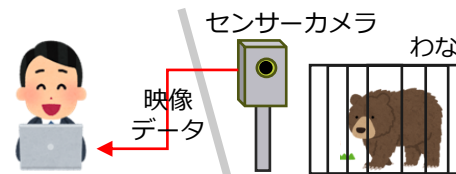
電気柵も通電確認が必要



今後

- 省力的かつ安全に対策に取り組めるよう、遠隔でわなの状況や電気柵の通電状況等を監視できるICT機器の活用等を支援。

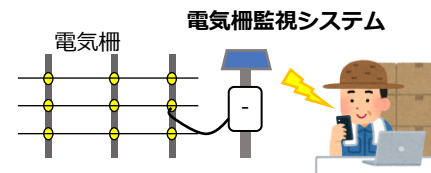
センサーカメラにより
遠隔で罾の状況を確認



ドローンでの生息調査・追い払い



遠隔で電気柵の通電状況を把握



⑮-2鳥獣被害防止総合対策交付金（クマスプレー）

- ・ 農業現場や捕獲活動等の被害対策中の安全確保の徹底について、**都道府県に対し通知。**
- ・ 農業者や捕獲者、クマ対策の作業者の安全確保に向け、**クマスプレーの導入を交付金で支援。**

通知

- ・ 農作業の安全確保や誘因物の撤去、捕獲活動等の被害防止対策中の安全確保の徹底等について10/31に通知済。

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について(依頼)(局長通知)(抄)

1. 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項
2. 誘引物の適切な管理
3. 鳥獣の捕獲活動時の安全確保
 - (2)クマに遭遇することを想定し、防護のため
クマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
4. クマの出没時の対応

予算措置

- ・ 作業員や農業者の安全確保のため、**クマスプレーの導入に対しても交付金により支援。**



クマ撃退スプレー



クマスプレー等を携帯の上での作業を徹底



【保険加入への支援】

- (1) 支援内容 捕獲に従事する者に対する保険代
(被害防止対策に係る保険に限る)
- (2) 補助率 1/2以内(実施隊等が行う場合は、定額支援)

⑰ 地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業（補助金）

■ 概要

補助対象メニュー	内 容	補助対象事業者	補助率
観光客の安全・安心に資する観光施設等における多言語対応強化	地域におけるクマの出没情報など多言語での正確な情報発信に向けた環境整備に要する経費	民間事業者、地方公共団体、DMO等	1/2

■ 活用イメージ・事例



「Do not feed bears」



「Do not leave rubbish」



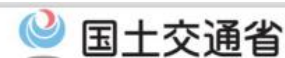
「Do not approach bears」

インバウンドを含む観光客を対象とした多言語でクマへの注意喚起を行うための看板や掲示物の作成

クマ対策の「観光ピクトグラム」を用いたクマに関する情報発信や注意喚起（「観光ピクトグラム」は観光庁HPよりダウンロード可能）

参考：ドローンについて、**捜索・救助等のための特例※を適用し、 航空法の飛行許可・承認なしで実施した事例** ※航空法第132条の92

捜索・救助等のための特例(航空法第132条の92)適用事例



獣害を未然に防ぐための飛行

- 市街地への熊の侵入をうけ、熊の探索、行動範囲の確認及び地域住民の避難を目的に、地方自治体からの依頼により、民間事業者が無人航空機の飛行を実施。
- 熊が住民を襲うことによる死傷事故に至ることを防ぐため、無人航空機により、早急に熊の頭数及び侵入経路を把握し、避難誘導・被害拡大を防ぐため当該情報を共有する必要があった。
※当該特例は熊に限らず、人命に危険のおそれのある獣害全般に適用される。
- 目視外や夜間等における飛行では、原則として国土交通大臣の許可・承認を得たうえで飛行させる必要があるものの、本特例を適応し、飛行許可・承認なしでドローンを飛行させることができた。

一般社団法人秋田県ドローン協会による無人航空機を活用した対応の概要

- **実施場所** 秋田県秋田市
- **実施者** (一社) 秋田県ドローン協会 (依頼元：地方自治体)
- **実施内容** 熊の行動範囲調査のための赤外線を使用した調査飛行
- **使用機体** DJI製 Matrice400 (カメラ：H30T)
- **安全確保体制** 自治体職員における探索範囲 (公園) 入口封鎖による第三者侵入防止及び 2オペレーション^(※)による操縦者、カメラマン、安全管理者による監視を行い、公園内に第三者がいないうちを確認の上で飛行を行った。

※2オペレーション:1人がドローンの飛行を行い、もう1人がカメラの向きやズームなどの操作を実施



園内の監視カメラで撮影された熊



2オペレーションによる調査体制



モニターによる監視

参考：クマ被害対策等関係情報のお知らせ

- 現場での対策にご尽力されている地方自治体に対して、事務連絡「クマ被害対策等関係情報のお知らせ」として、最近の政府の取組等についてとりまとめて発出し、環境省ウェブサイト¹に公開。追加的な情報については随時お知らせし、環境省HP「<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>」に掲載。



発出日	目次	内容
2025.10.31	1 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議の開催	
	2 クマ被害対策の円滑な実施	①緊急銃猟の事例を踏まえた対応ポイント（R7.10.31） ②錯誤捕獲発生時の適切な対応
	3 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマによる人身被害の防止に向けた環境大臣談話 ②クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について ③熊の出没による人身被害防止のための対応について
2025.11.14	1 「クマ被害対策パッケージ」の公表	
	2 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の改正に係る準備会合」の開催	
	3 クマ被害対策の円滑な実施	①専門家派遣事業の実施について ②カスタマーハラスメント対策事例について
	4 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマの出没に対する保育施設等の安全確保について ②農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について ③林業現場におけるクマ類による林業従事者等の人身被害防止の徹底について ④鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について
2025.12.23	1 クマ被害対策の円滑な実施	①夜間銃猟安全管理講習会等の追加開催について ②専門家派遣事業の実施について
	2 関係省庁のクマ被害対策等に係る通知等	①クマ被害対策パッケージ決定を踏まえた河川におけるクマ被害対策の取組について ②航空法第 132 条の 92 の特例適用の対象となり得る事例 ③警察職員の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について ④自衛官の退職予定者及び退職者への鳥獣保護管理への協力依頼について

ヒグマ及びツキノワグマの計画的な保護管理のために

特定鳥獣保護・管理計画作成のための ガイドライン(クマ編)令和8年度版 概要版

特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン改定の背景と目的

本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、都道府県において特定鳥獣保護・管理計画(以下、「特定計画」とする。)を作成又は改定する際の参考として、最新のヒグマ及びツキノワグマ(以下、「クマ」という。)の生息状況や被害状況、保護・管理[※]に関する知見に基づく技術的な助言を行うことを目的として、2022年3月の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改定版」を改定したものです。

[※]管理:鳥獣保護管理法においては、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」をいいます。

改定の背景と、前ガイドラインからの特徴的な変更点

1999年に特定鳥獣保護管理計画の制度が始まって以降、保護・管理の取り組みが進み、四国を除く、多くの地域でクマの個体群の回復がみられています。一方で、分布域の拡大や個体数の回復・増加に伴い、全国的にクマの出没件数・捕獲数の増加や、クマによる人身被害の発生がみられており、2023年度は岩手県や秋田県を中心に、市街地等へのクマの出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録しました。

これらの状況を受け、2024年2月に「クマによる被害の防止に向けた対策方針(以下、「対策方針」とする。))」、2024年4月には関係省庁による「クマ被害対策施策パッケージ」が示されたほか、四国を除くクマが鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護管理法」とする。)に基づく指定管理鳥獣に指定されました。また、2025年4月には鳥獣保護管理法の一部を改正する法律による緊急銃猟制度が創設されるなど様々な対策が進められてきました。

しかし、2025年度は、東北地方を中心に再びクマが大量出没し、2023年度を超える大きな被害が発生しました。この事態を受け、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議では「クマ被害対策パッケージ」を決定し、市街地等からクマを排除するとともに、クマの個体数の削減と管理の徹底を図ることで、人とクマのすみ分けの実現を進めることしました。

本ガイドラインでは、上記の情勢を踏まえて、「クマの個体群を管理する方法」「市街地等へのクマの出没に備えた考え方」を新たに整理するとともに、特定計画を作成・運用する上での基本的な考え方を示しています。

本ガイドラインのポイント

1. 保護管理ユニットと個体数水準

行政界を越えて行動するクマを適切に保護・管理するには、保護管理ユニット単位で個体群の保護・管理を進めることが重要です。ガイドラインでは、ヒグマを5、ツキノワグマを18の保護管理ユニットに分け、個体数に応じて定めた個体数水準に基づいて個体群管理を実施することを推奨しています。

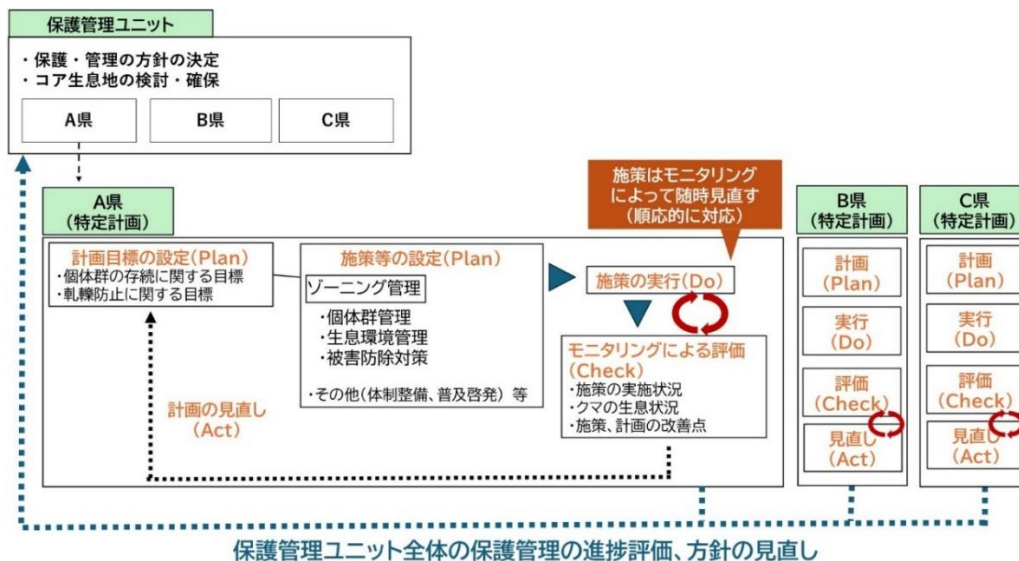


個体数水準	個体群管理の方針
個体数水準1	【目的:保護】捕獲上限割合は3%以下。狩猟禁止・可能な限り非捕殺的対応を行う。
個体数水準2	【目的:保護】捕獲上限割合は5%以下。 【目的:管理】捕獲上限割合は自然増加率以下。
個体数水準3	【目的:管理】個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。
個体数水準4	【目的:管理】個体数水準4を維持できる範囲、若しくは軋轢の低減に向けて必要な場合は個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。

※自然増加率:クマの自然増加率は環境等の要因から地域によって異なるため、都道府県ごとに推定した自然増加率を用いて設定することが望ましい。ただし、自然増加率を推定していない場合は、平成22年度自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター,2011)で示された自然増加率(ツキノワグマ:中央値14.5%)を参考に設定してもよい。

2. クマの保護・管理の階層

クマの保護・管理は保護管理ユニット単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位で保護・管理の2つの空間スケールで進めます。広域的な保護・管理では、都道府県が環境省と協力して設立した「広域協議会」により、保護・管理の方針の決定、コア生息地の検討と確保、目標個体数の設定を行います。都道府県の特定計画では、保護・管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定・実行しながら、順応的な管理を進めます。



3. ゾーニング管理

人とクマのすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、各区分の目的の下で施策等を実施していることをゾーニング管理といいます。ガイドラインでは、「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4区分に分けるゾーニング管理を行い、各ゾーンの目的の下で個体群管理、生息環境管理、被害防除対策などを進めることを示しています。

ゾーニング管理においては、人の活動域である「排除エリア」及び、侵入防止の対策を強化する「管理強化エリア」は、都道府県、市町村及び地域住民等の関係者で設定(線引きを行う)し、クマとのすみ分けを図るための対策を徹底することが重要である。

区分	目的	定義
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。 排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生活圏」が該当。
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策(捕獲等・生息環境管理・被害防除対策)を実施するゾーン。 管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が該当。
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン(※緩衝地帯の中にも排除エ リアと管理強化エリアが設定可能)。
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって良好な生息環境を保 全するゾーン(※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可 能)。

ゾーン/施策	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●
	個体数管理※	実施しない	●	●
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する(5年後の推定個体数が目標個体数(○～□頭)の範囲内)				
生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> 出沒ルートや隠れ場等(藪や河畔林等)の環境整備 耕作放棄地の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 排除地域への出沒ルートや隠れ場等(藪や河畔林等)の環境整備 耕作放棄地の解消 里地里山林の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山林の管理 	<ul style="list-style-type: none"> クマの生息環境の維持・改善(広葉樹林化・針広混交林化等) 森林の連続性の確保(鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討)
被害防除対策	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵・防護柵等の設置 誘引物(放任果樹・未収穫作物等)の管理 人為的誘引物(生ごみ・コンポスト等)の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 誘引物(放任果樹等)の管理 人為的誘引物(生ごみ・コンポスト等)の管理 追い払いの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的誘引物(生ごみ・コンポスト等)の管理 追い払いの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的誘引物(生ごみ・コンポスト等)の管理 追い払いの実施
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民への注意喚起や対策の指導 被害対策に関する指導 捕獲に関する安全指導 	<ul style="list-style-type: none"> 被害対策に関する指導 捕獲に関する安全指導 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成 捕獲技術者の育成・確保 人身被害防止に向けた体制整備(関係機関との連携等含む) 緊急時の対応体制の整備(緊急銃猟等含む) 			

※個体数管理のための捕獲(数の調整目的での捕獲等)は管理を目的とした保護管理ユニットで実施される。

4. 個体群管理

問題個体の管理と個体数管理

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」「個体数管理」の2つの考え方で進めます。

問題個体とは、排除エリアに侵入した個体(侵入の蓋然性の大きい個体含む)や、人等への被害を発生させた個体(発生させる可能性の高い個体含む)です。

問題個体管理は、保護または管理のいずれが目的である場合も、全てのゾーンで実施できます。個体数管理は、管理を目的とする保護管理ユニットにおいて、管理強化エリアと緩衝地帯で実施することをガイドラインでは示しています。

人とクマの軋轢を軽減するために設定する目標個体数は幅を持って設定することが可能です。ただし、捕獲行為自体が目的化しないために、軋轢の軽減につながる目標を設定した上で、捕獲が必要な場所や時期を明確にして捕獲することが重要です。

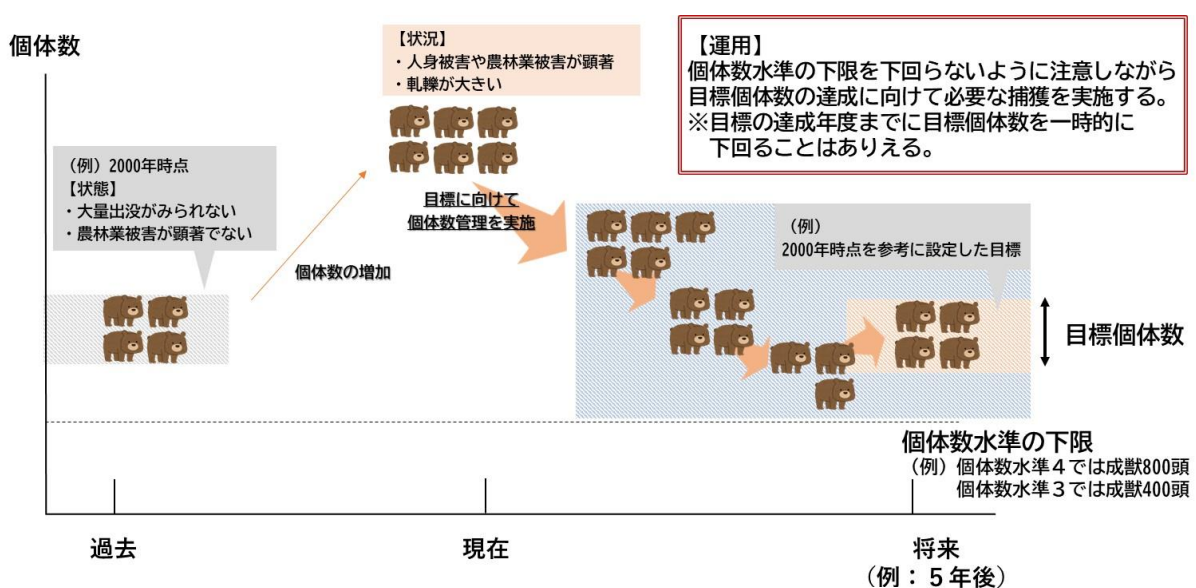
■ 保護を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	—	実施しない	実施しない	実施しない

■ 管理を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	—	●	●	実施しない

●は実施可能を示す。



目標個体数の設定と捕獲の運用方法のイメージ(例)

指定管理鳥獣捕獲等事業

ヒグマ及びツキノワグマ(四国を除く)は指定管理鳥獣として指定されており、指定管理鳥獣対策事業交付金が活用できます。クマでは、鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業の他、クマ類総合対策事業として、特定計画の作成、生息状況調査等、出没防止対策、クマの捕獲事業などが交付対象となります。

5 出没対応

対策方針では、人への警戒心の薄れ、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加より市街地等の周辺部がクマに適した生息環境に変化しつつあること、森林から市街地に連続的にのびる緑地等が市街地等へのクマの侵入経路として利用されることが示されています。ガイドラインでは、これらに対する対策への取り組みや、豊凶調査等による出没予測などにより、クマの出没の防止と、出没に備えた対応を行うことを示しています。

また、クマが出没した場合に備えて、「クマ類の出没対応マニュアル(環境省,2021)」や緊急銃猟ガイドライン(環境省,2025)を参考に体制を整えておくことも重要です。市街地等では、緊急銃猟制度等による銃猟(麻醉銃含む)を行う場合も想定されるため、関係法令について十分把握しておくことが重要です。

	法令に基づく規制や手続き					運用上の留意点		
	鳥獣保護管理法					その他の法令 (毒物及び劇物 取締法、医薬品 医療機器等法、 麻醉及び向精 神薬取締法)	安全かつ 確実に実 施できる 場合(※) とはいえ ない場合	安全かつ確実 に実施できる 場合(※)
	第9条に基 づく許可(鳥 獣の捕獲等 の許可)の 要否	第37条第 1項の許可 (危険猟法 の許可)の 要否	第38条(緊急銃猟)の対応					
		第1項 (夜間銃猟 の禁止)	第2項 (住居集合地 域等における 銃猟の禁止)	第3項 (建物等に向 かってする 銃猟の禁止)				
麻醉銃猟 (緊急銃猟と して実施)	不要	使用する薬 剤や量によ っては必要	禁止の 適用除外	禁止の 適用除外	禁止の 適用除外	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る
麻醉銃猟 (鳥獣保護管 理法第9条 の許可を受 けて実施)	必要	使用する薬 剤や量によ っては必要	実施不可	禁止の 適用除外 (法9条に加 え、法第38 条の2の許可 を得た場合の み)	実施不可	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る
吹き矢を使 用した麻醉 (鳥獣保護管 理法第9条 の許可を受 けて実施)	必要	必要	禁止の 対象外	禁止の 対象外	禁止の 対象外	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る

※麻醉による捕獲等を実施したことで、実施しなかった場合に比べ、むしろ対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性や、従事者が反撃を受ける被害が発生する可能性を踏まえてもなお安全かつ確実に麻醉を用いた捕獲等を実施することが判断される場合。

ガイドラインの内容

I. はじめに

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和8年度版の改定の背景や、近年のクマを取り巻く情勢、改定の目的を解説しています。

II. クマの保護・管理の現状

全国のクマ特定計画の作成状況、クマの生息状況(環境省レッドリストの掲載、分布状況、推定個体数)に加え、近年のクマの出没状況、被害状況及び捕獲動向を解説しています。

III. クマの保護・管理の基本事項

クマの保護・管理の基本事項である(1)広域管理(保護管理ユニット)と個体数水準、(2)ゾーニング管理、(3)基本的な施策(個体群管理(問題個体の管理、個体数管理)、生息環境管理、被害防除対策)、(4)出没対応、(5)普及啓発、(6)モニタリングについて解説しています。

IV. 特定計画の運用

特定計画を運用するための考え方として、クマの保護・管理の階層(広域管理と特定計画)、広域的な保護・管理の運用、特定計画の運用のポイント(ゾーニング管理、個体群管理、被害防除対策及び生息環境管理、施策を評価するモニタリングの指標)について解説しています。

V. 特定計画の記載項目

特定計画で記載する項目を解説しています。

VI. 事例集

クマの保護・管理の取り組みとして、クマの保護・管理の決定プロセス(北海道)、指定管理鳥獣対策事業における取り組み(富山県)、ゾーニング管理の導入(長野県)を紹介しています。

VII. 参考文献・資料

本ガイドラインの参考文献や保護・管理を進める上で参考となる URL 等を紹介しています。

令和7年度クマ類及びニホンジカの保護管理に関する調査検討業務

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和8年度版概要版 2026(令和8)年4月

業務発注者 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話:03-3581-3351

業務受託者 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号 電話:03-6659-6310

- クマによる人身被害事例から -

クマに出会わないためにできることや 出会ってしまった時の対処について

2026（令和8）年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

目次

01.

人身被害の事例 — 分析結果から —

→ いつ、どこで？どんな行動をしている時に被害が起きている？

02.

出会わないために — 人の生活圏 —

→ 被害者の行動から見える出会わないための方法は？

03.

出会わないために — クマの生息域 —

→ 被害者の行動から見える出会わないための方法は？

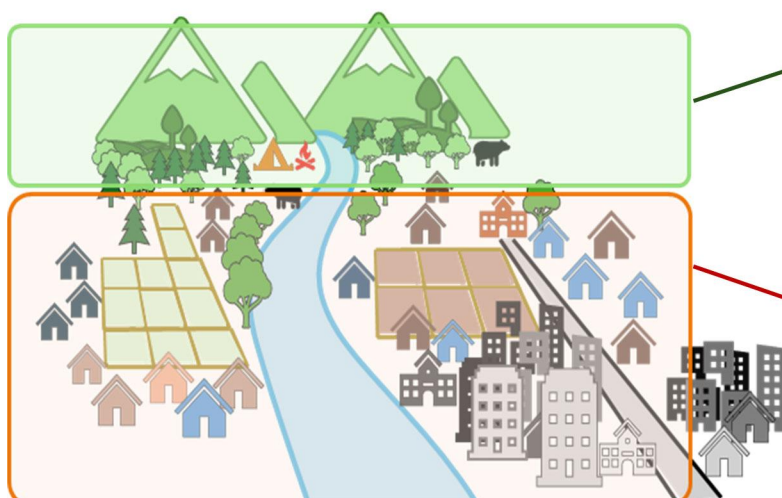
04.

出会ってしまった場合には

→ 出会ってしまった時に正しい対処方法と、してはいけない行動とは？

はじめに

近年、多くの地域でヒグマ・ツキノワグマ（以下「クマ」という。）が人の生活圏に侵入し、人身被害が増加しています。いつ、どこで、どのような行動をしている時にクマによる人身被害が起きているのか、人身被害発生状況を平常年（令和6年度）、大量出沒年*（令和5，7年度）に分け、分析した結果からクマに出会わないための対策や、出会ってしまった時に何ができるのかを事例ごとに紹介します。*クマの大量出沒が東北地方を中心に発生した年度



クマの生息域

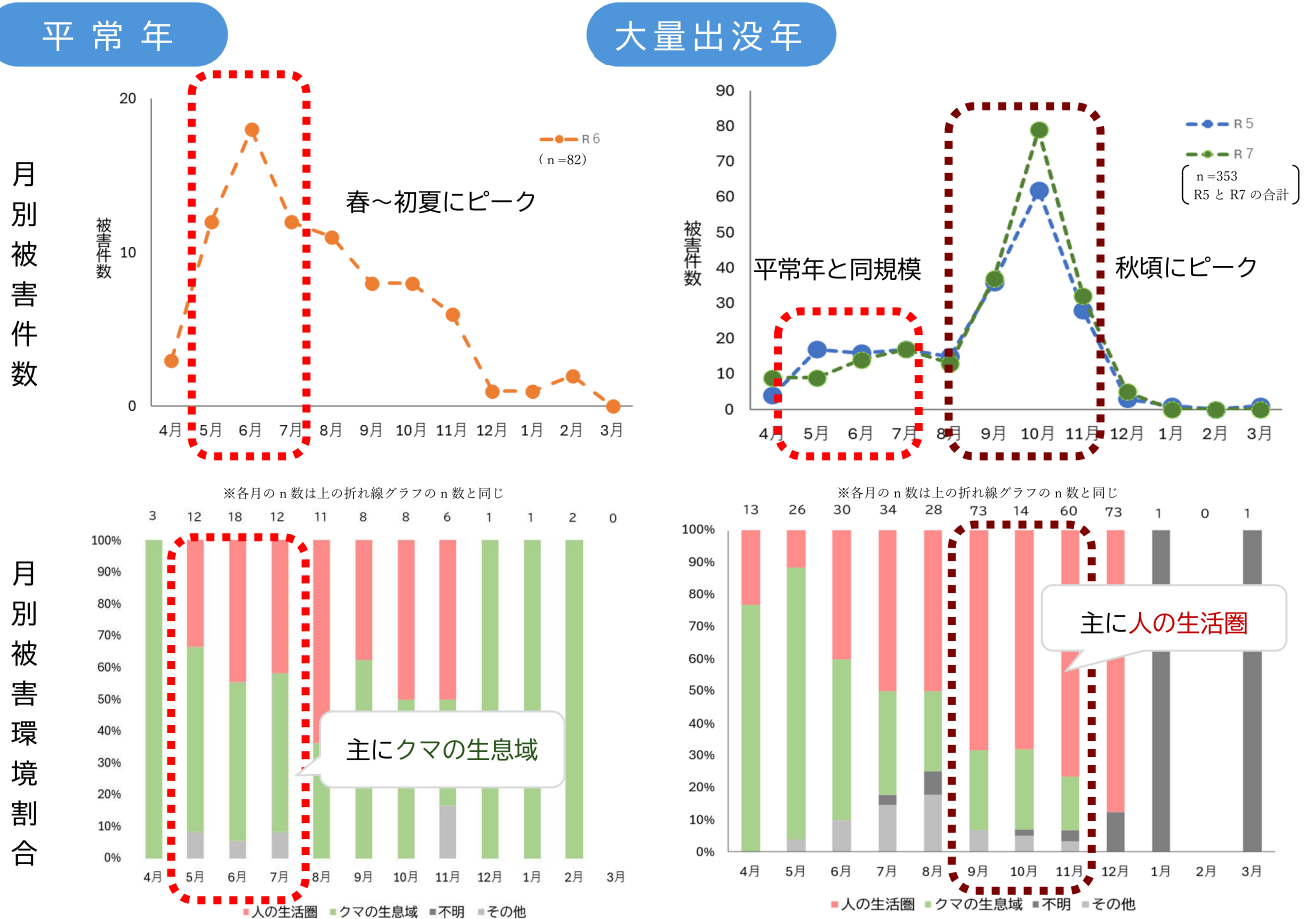
森林や河川敷等、山林部を含んでいます。

人の生活圏

本レポートでの、「人の生活圏」は、クマの生息地に接する中山間地域の集落等も含んだ市街地、人家周辺、道路、農地と、その周辺の人の生活環境になります。

01. 人身被害の事例 — 分析結果から —

環境省が収集した全国の人身被害データをもとに、発生状況を整理しました。



* <<環境の区分>> 人の生活圏：市街地、人家周辺、道路、農地 クマの生息域：森林、河川敷

上記より、2つのポイントが見えてきました。

- ★ POINT 1：平常年と大量出没年ともに、春～初夏にかけてクマの生息域で被害が発生している。
- ★ POINT 2：大量出没年の秋には、人の生活圏において高い割合で被害が発生している。

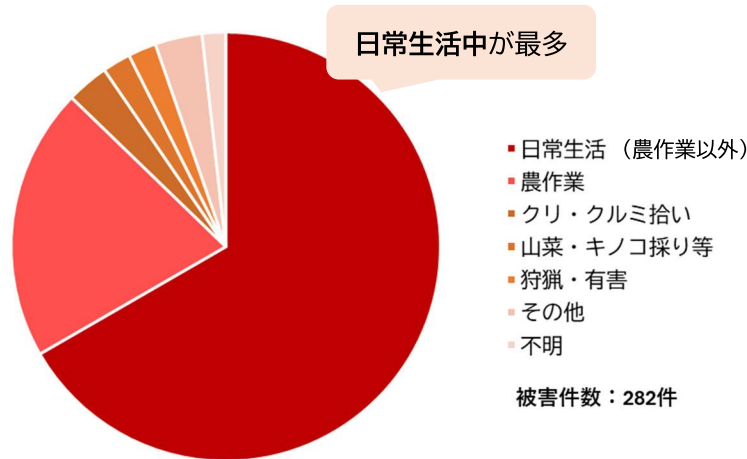
➡ 「人の生活圏」 と 「クマの生息域」 の2つの視点で考えることが重要！

クマとの突発的な遭遇などは、適切な対策や行動をすることで防ぐことができます。出会ってしまった際の、状況は様々ではありますが、基本となる対処方法や行動は共通しております。

実際の事例も紹介しつつ、次からは、「クマの生息域」と「人の生活圏」それぞれの環境で発生した人身被害状況からみる、クマに出会わないためにできること・出会ってしまった時にできる対処法について紹介をします。

02. 出会わないために — 人の生活圏 —

人の生活圏（市街地・人家周辺・道路・農地）での被害について、被害者の行動を分類したところ、以下のような結果となりました。



散歩や自宅周辺での活動等の日常生活での被害が最多となっています。人の生活圏にクマが侵入して起きる事故については、事故に遭いやすい特定の行動があるわけではなく、誰もが事故に遭う可能性があります。人の生活圏内でクマに出会わないためには何ができるのか、被害防止の観点から、どのような対策や、行動が考えられるか、3つの項目に分け整理しました。

寄せ付けない

（人家周辺・農地）

●放任果樹等の管理

樹木伐採や果実の除去等で誘引物は適切に管理しましょう

●電気柵の設置

畑・果樹園等の周辺に設置し、クマの侵入を防止します。効果的な電線の間隔等設置のポイントをおさえること、草刈り等の管理も必要です

（人家周辺）

●生ゴミの管理の徹底

野外に生ゴミを含むゴミを放置しない等、管理を徹底しましょう

（人家周辺・農地）

●草刈り・藪の刈払い

田畑や道路周辺の草刈りを行い、見通しを確保しましょう。クマから人が見える、人からクマが見える状況を作ることが重要です

人の存在を知らせる

（農地）

●音がでるものを持ち歩く

ラジオ等で不意な遭遇を減らします

●複数人で行動する

一人していると案外音（気配）は出ません

●クラクションを鳴らす

人がいること、人が近づくことをクマに知らせます

（通学）

●音がでるものを持ち歩く

クマ鈴等を付けて登下校すると不意な遭遇を減らせます

出会いを避ける

（人家周辺・道路）

●クマの出没情報が出ている場合

クマに出会いやすい早朝夕方の時間帯★を避け、徒歩での外出を控えましょう

●クマの出没情報を調べる

最新情報を知り、クマが近くに出没していたら外出時に注意を払いましょう

★¹被害発生時間に傾向はある？（令和7年度人身被害状況より作成）

明け方や日の入り前後に被害が多く発生していることが分かりました。



— 人の生活圏で起きた被害事例の紹介 —

事例①：誘引物が招いた被害

● 被害状況：2025年 自宅敷地内にて 軽傷

車の陰から飛び出してきたクマに襲われました。敷地内にあった農作業で発生したモモの残渣に誘引されて侵入したと考えられました。

- ➔ 放棄果樹や農作物の残渣は、クマにとって魅力的な食物です。これらの除去を行い、人家周辺に寄せ付けないことで人身被害を抑制することができます。

事例②：ランニング中にクマと遭遇

● 被害状況：2025年 農地道路にて 頭部を負傷

ランニングしていたところ、藪の中から出てきた親子グマに襲われ負傷しました。

- ➔ 藪は、クマをはじめとする野生動物が身を潜めやすいです。見通しが悪い場所ではお互いの存在に気が付かずに両者が接近してしまい、被害が発生する要因となります。また、徒歩に比べて、速度が速いランニングは、不意にクマに接近してしまい出会い頭の遭遇リスクが高くなる可能性が考えられます。

見通しの良いコースを選ぶ、複数人で走る、大きな音を立てながら走るなどの対策をとり、万が一、クマと遭遇してしまった場合は、後述の「正しい対処法」の中で、できる限りの対処を行きましょう。

事例③：事前情報があったがクマと遭遇

● 被害状況：2025年 山林際の道路にて

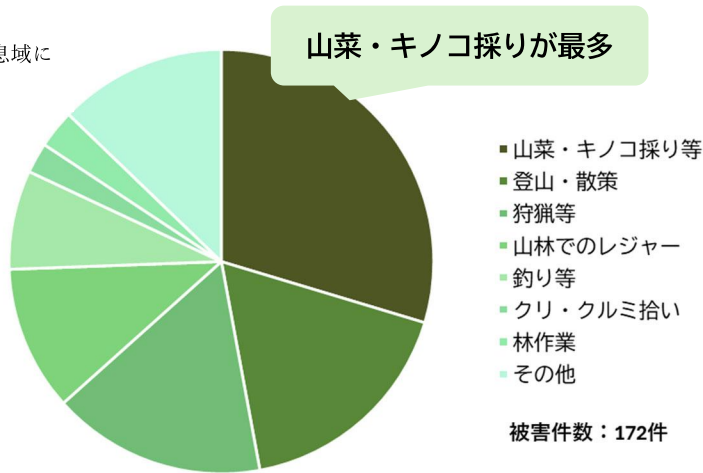
被害者は朝6時頃から散歩に出かけ、クマに襲われました。事前に近隣の知人から「クマが出ているので散歩は危ない」と声掛けがありましたが、散歩を続けていました。

- ➔ クマと出会う可能性が大きいと考えられる場合は、外出を控える、散歩コースを変更するなど、クマと出会わないための対策を行きましょう。

03. 出会わないために — クマの生息域 —

クマの生息域（森林、河川敷★²）での被害について、被害者の行動を分類したところ、以下のような結果になりました。

★²便宜的に河川敷はクマの生息域に分類しています



山での山菜・キノコ採り中に、被害にあった件数が最も多く、次いで登山・散策中、狩猟等や山林でのレジャー中に被害に遭うことが多い結果となりました。クマの生息域内で、被害防止の観点から、どのような対策や、行動が考えられるのか、行動別にそれぞれ紹介します。

山菜・キノコ採り等

- クマの行動が活発な明け方・日の入り前後に行動しない
- ラジオや鈴を持ち歩く
鈴は立ち止まっているときには音が鳴らない点に注意しましょう
- 周囲の状況に気を配る
見通しの悪い場所や、音が響きにくい場所では、意識して大きな音や声を出しましょう。クマは木登りが得意なため、頭上にも気を配りましょう
- 複数人で行動する
採取に夢中になり同行者と距離を開けないよう気を付けましょう。距離が開くと単独で行動しているのと同じ状況になります
- 出没情報を確認する（自治体情報等）
直近の山菜・キノコ採りを行う場所の目撃・出没情報を確認し情報があれば、近づかない

登山や散策・山でのレジャー

- ラジオや鈴を持ち歩く
雨天時にレインカバーに圧されて鈴が鳴らなかったり、川のそばや雨等の水音で鈴などの音が周辺に響かない点に注意しましょう
- 食べ物の匂いに注意する
食べ物の匂いがもれないように、密閉容器に保管したり、残飯やごみを放置しないよう注意しましょう。またテントの中に匂いのある食べ物があると、クマを誘引する可能性があります。食べ物は堅牢な場所（食料保管庫、車等）に保管しましょう
- 見通しの悪い場所は慎重に移動する
トレイルランニング等で見通しの悪い場所を通過する際は、速度に注意し、急な遭遇を避けるように慎重に行動しましょう

- クマと思われる痕跡（フン・足痕・爪痕等）を見つけた場合は、すぐに静かに立ち去る。
近くにクマがいる可能性があります。滞在し続けずに、静かにその場から離れましょう。

★注意！ キャンプ場で気を付けよう！

キャンプ場がクマの生息域に位置する場合は、周囲に人がいてもクマと遭遇する可能性は人の生活圏と比べ高くなります。十分な対策を行った上でキャンプを楽しみましょう。

① 見通しのいい場所を選ぶ

近くに車両を止められる場所や、緊急避難先（管理棟）がある場所を選ぶことも有効です。

② キャンプ場や自治体・都道府県の出没情報の確認

近年都道府県や地方自治体の他、キャンプ場の SNS や HP でもクマの出没情報が多く発信されています。

③ クマ撃退スプレーを携帯しましょう

不意の遭遇に備え、クマ撃退スプレーを準備携帯しましょう。最近では通販で購入も可能です。カプサイシン濃度の高いものなど、効果の高い商品を選びましょう。

④ 携帯式電気柵やフードコンテナ（密閉容器）を使用しましょう

北海道では、携帯式電気柵やフードコンテナのレンタルをしている施設もあります。積極的にこれらを使用することで、クマを誘引するリスクを減らすことができます。



図 携帯式電気柵（左）とフードコンテナ（右）

・引用：環境省自然環境局知床国立公園 知床半島先端部地区利用の心得 web サイト SHIRECOCO
(<https://www.env.go.jp/park/shiretoko/guide/sirecoco/bear02/>)

— クマの生息域で起きた被害事 の紹介 —

事例：山菜・キノコ採りでの被害

* 被害状況：2025年 山林にて 重傷

山菜を採り終え下山しようとしたところ、木の上から子グマが一頭落下しました。その子グマに襲われ、重症を負ってしまいました。

- ➡ クマは木登りが得意です。森林内を歩く際は、頭上にもクマがいないか確認し、左右だけではなく上方向にも目を配って歩きましょう。

04. 出会ってしまった場合には…

○ 正しい対処方法

- 慌てず、ゆっくり移動する
- クマ撃退スプレーを使用する
- 人の生活圏では電柱・車等、クマと人との間に遮蔽物を挟むように移動する
- 近くの家や、民家に助けを求める

★³襲われそうになった場合は、防御姿勢をとる

× してはいけないこと

- クマに対して大きな声や音を出して威嚇する
- 背中を見せ、走り出す
- クマに対して物を投げたりして、刺激を与える
- リュックやかばんを置いて逃げる
食べ物が入っていた場合、意図しない餌付け行為につながります

★³防御姿勢について

(防御姿勢はあくまで最終手段です。上記の正しい対処方法を実施した上でもクマが襲ってきた場合に対処する方法ですので、ご注意ください。)

うつ伏せになり、顔や胸、腹部を守りましょう。後頭部と首の後ろは手指を組み合わせで攻撃を防ぎます。手や、腕、背中では攻撃を受けますが、急所を守ることで致命傷を防ぐことが重要です。

特に、人の生活圏に出没したクマはパニックになっていることもあるため、屋内や車内の安全な場所に退避することが望ましいですが、出会い頭の遭遇により、攻撃を受けそうになった場合は、フードや帽子等で頭部を守りつつ、防御姿勢をとりましょう。

*ヘルメットやリュック(登山バック)があることで、背中や頭部へのダメージを軽減することができます。(引用：環境省.クマ類の保護及び管理に関するレポート.2025年3月。

https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-report/r06report_kuma.pdf)

クマによる受傷部位の
77% は頭部



防御姿勢の取り方

★ クマ撃退スプレーは適切に使用しましょう

クマ撃退スプレーを実際に使用するのはクマが目の前にいる状況です。冷静な行動や判断をすることは非常に難しいと考えられます。クマ撃退スプレーの構造や射程、使用方法は事前に確認・練習しておき、いざ使用となった場合に、手間取らないようにスプレーの携帯方法(携帯位置、取り出し方法等)を決めておくなど、適切に使用できるような工夫をすることが重要です。

また、クマは威嚇のための突進(ブラフチャージ)と、攻撃のための突進を行うことが知られています。クマ撃退スプレーは噴射距離内まで十分にクマを引き付けてから噴射をすることにより効果が得られるため、クマの行動をしっかりと確認し、発射準備を行った上で、発射タイミングを測ることが重要です。

■ 参考資料

- ▶ 自治体やビジターセンター、キャンプ場等が発信する情報
お住まいの自治体や、ビジターセンター、キャンプ場等が発信する情報を確認しましょう。

(例)

- ・ 環境省 <https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>
- ・ 秋田県 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/23295>

- ▶ クマについて正しく理解する

- ・ 環境省(クマ類の生態について(参考資料2))
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-habitat.pdf>
- ・ 秋田県(クマについてよくあるご意見・ご質問)
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85123>

- ▶ クマの痕跡画像

クマの痕跡の種類や形、色は様々ありますが、フン・足跡・爪痕の一例を紹介します。

- ・ フン



- ・ 足跡



- ・ 爪痕



- クマによる人身被害事例から -

クマに出会わないためにできることや

出会ってしまった時の対処について

2026（令和8）年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話：03(5521)8285

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

電話：03(6659)6310（代表）

クマをはこわなで捕獲等する際の ポイントと留意点

令和8年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

1. 本レポートの目的

- 近年、多くの地域でクマが人の生活圏に侵入し、人身被害が増加しています。これは、人の生活圏周辺までクマの分布が拡大し、人の生活圏周辺に定着あるいは高い頻度で利用する個体が増えていることが一つの原因と考えられています。
- クマの人の生活圏への出没や出没に伴う人身被害等を防止するためには、出没抑制対策の効果が得られる個体数に抑えるための捕獲や出没を繰り返す個体の確実な捕獲が必要です。
- このようなクマの出没を防止等するための捕獲として、全国ではこわなによるクマの捕獲が実施されており、今後も実施されるにあたり、各地域の捕獲者の情報をもとに、クマを捕獲するための[はこわなの選び方](#)と[はこわなによる捕獲の手順](#)について、[ポイントと留意点](#)をまとめました。

※本レポートでは、人身被害等の防止のための捕獲、個体数管理のための捕獲を想定しており、市街地に出没した場合の捕獲は想定していません。

※クマをはこわなで捕獲する場合は、鳥獣保護管理法に基づき、自治体の捕獲等の許可を得ているか、指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する必要があります。

2. はこわなの選び方

はこわなとは、金属板などで箱型に作ったわなで、箱の中に鳥獣が入り込んで、内部の餌をくわえる等により、しかけが作動して扉が閉まり、箱の中に鳥獣を捕獲する装置です。クマを捕獲するために使用するはこわなの構造は、主に檻タイプとドラム缶タイプの2タイプがあります。また、わなの作動方式は、主にクマが餌を引っ張る、踏み板を踏む(図1)、蹴り糸に体が触れる、赤外線センサーが感知する方式の4通りがあります。それぞれの特徴を理解した上で、はこわなを選定してください。

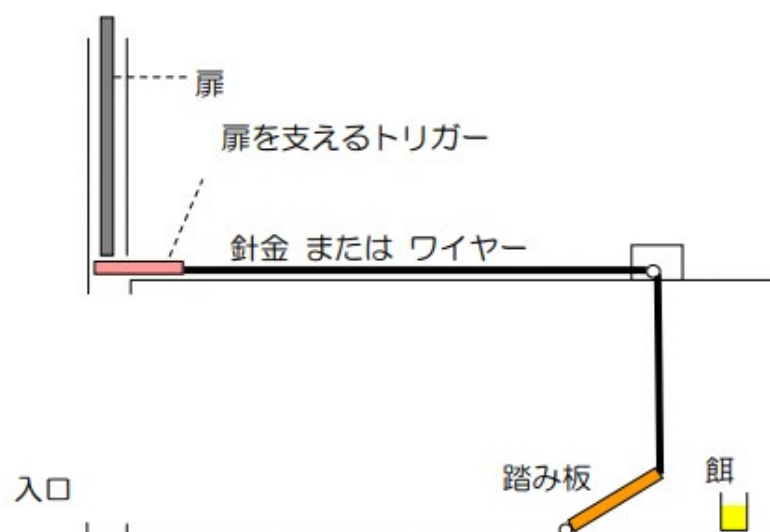


図1 踏み板式のわなの構造

(1) はこわなの構造別の特徴

檻タイプ



(北海道ヒグマ捕獲テキストより)

ドラム缶タイプ



	檻タイプ	ドラム缶タイプ
構造	鉄筋が格子状になっているもの	<ul style="list-style-type: none"> 鉄板を円形に成形したもの 2～3個を連結させた構造のものが多い 1連のみで使用可能なものもある
サイズ (cm)	<p><u>ヒグマ</u> (幅) 75～180×(高) 90～180×(奥行) 250～300</p> <p><u>ツキノワグマ</u> (幅・高) 90×(奥行) 180</p>	<p><u>ヒグマ</u> (直径) 65～80×(奥行) 250～300</p> <p><u>ツキノワグマ</u> (直径 60～65 (奥行) 180～200</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> わなの内部の様子が分かるため、クマの大きさ・頭数等が遠くからでも確認しやすい 止めさしがしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> クマの爪や歯がかかる場所が少ないので、わなの破壊の危険性が低く、クマのツメや歯を痛めることが少ない 内部が暗いため、捕獲されたクマが激しく暴れることが少ない 通気性が悪いため、夏は捕獲されたクマが熱中症になる危険性がある
適した状況	捕殺を目的とした場合 (銃による止めさし)	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲されたクマの損傷が少ないため、移動放獣に適する 檻タイプに比べて軽いものが多く、人力での運搬も可能であるため、車両での運搬が難しい場所に設置可能
使用時の留意点	<p>捕獲されたクマが内側から鉄筋を曲げたり、外したりする危険性があるため、強度を上げる工夫が必要</p> <p>一方で、強度を上げる工夫 (例: 鉄筋を太く・格子幅を狭くする等) を行った結果、総重量が重たくなると、車両でなければ運搬しづらくなる</p>	隙間が少ないため、銃での止めさしは難易度が高い

⇒【わなのサイズを考える Point!】も参照

⇒【強度を上げる工夫 (例)】【実際に使用されているわなの規格 (例)】も参照

📢 わなのサイズを考える Point !

わなのサイズは以下を考慮して決定する。

●クマが身体を伸ばしてもわなから身体の一部が出ないサイズであること

クマが誘引餌を取る際に、後ろ足などの身体の一部をわなの外に出すことで、落ちてきた扉を支え、その隙間から逃げるクマがいるため、クマが身体を伸ばしても、わなから身体の一部が出ない十分な奥行を確保できるわなのサイズにする必要がある。

●運搬に使用する車両の大きさに収まるサイズであること

はこわなの運搬に使用する車両（軽トラック、クレーン付きトラック等）の荷台の大きさに収まるサイズにする必要がある。

📢 強度を上げる工夫（例）

縦の鉄筋を横の中板に通して溶接することで、捕獲されたクマが鉄筋を曲げて壊すことを防いでいる例がある。



（北海道ヒグマ捕獲テキストより）

📢 実際に使用されているわなの規格（例）

地域	鉄筋太さ	鉄筋の間隔	その他（工夫・留意点等）
A	直径9mm以上	60mm以下	<ul style="list-style-type: none"> 止めさしをしやすいよう、扉から約990mmまでは鉄筋の間隔を70mmとしている。それより奥はわなの外側から誘引餌をとられないよう、45mmとしている 捕獲されたクマが暴れた際にワイヤーが痛み、交換が必要になる場合があるため、踏み板とトリガーを連結するワイヤーにワイヤーガードを取り付けてむき出しにしないようにしている。
B	直径13mm	65~70mm	<ul style="list-style-type: none"> はこわなの奥部分に鉄板を貼り、外側から誘引餌をとられないよう工夫している。また、鉄板を貼ることで、奥部分が少し暗くなり、クマが入りやすくなる効果も期待できる。
C	直径13mm※ ※：10mmで脱出した事例あり	90mm	<ul style="list-style-type: none"> はこわなの奥部分に目の細かいメッシュ※を貼り、外側から誘引餌をとられないよう工夫している。 ※クマの手がわなからはみ出さないため捕獲者のケガが防げる他、わなに設置したICT機器の損傷を防げるメリットもある。一方で、デメリットとして、誘引餌の確認や交換がしにくいこと、メッシュのため溶接面積が小さいことから、溶接強度が弱くメッシュがはがされる場合があること、はがれたメッシュを修繕しないと運搬時にケガにつながる恐れがあること、止めさしがしにくいこと等が挙げられる。

⚠ 注意!

- イノシシ・シカ・サル用に作られたはこわな（檻タイプ）は、クマに対しては素材や溶接の強度が足りません。クマの捕獲を想定して製作されたわなを使用します。
- 長期間野外に放置されたわなや新しくてもクマの捕獲があったわなは、鉄筋の錆び・溶接部分等の劣化・破損している恐れがあります。適切に管理・補修されたわなを使用します。

(2) はこわなの作動方式別の特徴

	餌を引っ張る	踏み板を踏む	蹴り糸に触れる	赤外線センサー
構造	クマが誘引餌を引っ張ることでワイヤーが引っ張られトリガーが外れ、扉が閉じる	クマが誘引餌手前の踏み板を踏むことでワイヤーが引っ張られトリガーが外れ、扉が閉じる	誘引餌手前の蹴り糸にクマが触れることでワイヤーが引っ張られトリガーが外れ、扉が閉じる	はこわなにクマが入ったことを赤外線センサーが感知し扉が閉じる
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造が単純で扱いやすい ・ 踏み板や蹴り糸を避けるクマの捕獲に有効 ・ トリガーの強さを調整することで中型哺乳類等の錯誤捕獲を防げる ・ わなの奥行を考慮し誘引餌のサイズを検討する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造が単純で扱いやすい ・ 踏み板の荷重設定により軽い動物（中型哺乳類等）の錯誤捕獲を防げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造が単純で扱いやすい ・ 蹴り糸の高さを調整することで中型哺乳類等の錯誤捕獲を防げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定を理解するのに時間を要する ・ トリガーの強さや踏み板の荷重を調整する手間がかからない ・ 奥まで入らなくても作動する ・ センサーが反応する距離を調整することで中型哺乳類等の錯誤捕獲を防げる

3. はこわなによる捕獲の手順

はこわなによる捕獲は、以下の手順に沿って行います。各手順におけるポイントや留意点を参考にしてください。

① 場所選び

最近の目撃・出没や被害等の情報をもとに、大まかな設置範囲（地域）を選定します。その後、設置範囲の中で捕獲に適した場所を選定します。

📢 捕獲に適した場所を選定する際の Point!

- 安全への配慮・作業のしやすさ
 - ✓ 車でアクセス可能（わなの搬入・搬出、捕獲個体の搬出、捕獲者の安全なアプローチ）
 - ✓ 設置に十分な面積の平地、わなを固定するための立木やL字杭などを深く打ち込める地面等※1（安定性、扉の正常な開閉）がある。
 - ✓ 人目につきにくい、一般人の利用が少ない（住民等の安全確保）

- ✓ 遠くから様子が見える（捕獲時・見回り時に安全を確保したうえ状況を確認）。ただし、広いオープンスペースの中央に設置するとクマに警戒されわなに入りにくいいため、ヤブから離しすぎないこと。
- ✓ 住居集合地域等^{※2}において銃器で止めさしを行えるのは、鳥獣保護管理法上、緊急銃猟に限られる。なお、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域は鳥獣保護管理法第11条に基づく捕獲等（登録狩猟）では銃猟が禁止されるが、自治体（国指定鳥獣保護区である場合には地方環境事務所等）の許可を受けて行う捕獲等や指定管理鳥獣捕獲等事業、緊急銃猟は鳥獣保護管理法上、上記の禁止の対象となっていない。
- ✓ 銃器で止めさしをする場合は、跳弾を防ぐためバックストップとなる地形が確保できる。
- ✓ 特にドラム缶タイプは、捕獲されたクマの熱中症予防のため、夏は直射日光が当たらない場所とする。

■ クマの捕獲しやすさ

- ✓ クマの痕跡が多い（獣道、食痕、足跡、糞等）※自動撮影カメラ等でクマの利用状況を把握する。
- ✓ 可能な限り木陰に設置した方が捕獲率は高くなる傾向がある。

※1：ツキノワグマについては、はこわなが十分重い場合は固定しない地域もあります。ドラム缶タイプは檻タイプに比べて軽いため、固定が必要になります。また、立木がない場合、杭が打ち込めない場合の対応については、【②はこわなの設置➡捕獲開始】を参照

※2：鳥獣保護管理法において、住居が集合している地域または広場、駅そのほか多数の者の集合する場所



注意！

はこわなを設置する際は土地所有者（管理者）の許可等が必要です。

2 はこわなの設置➡捕獲開始

捕獲に適した場所を選定したら、はこわなと誘引餌を設置し捕獲を開始します。



はこわなを設置する際の Point!

- ✓ クマが出没しているルート付近に設置する。クマが利用する獣道の近くに設置すると良い。
- ✓ はこわなの誘引効果が下がるため、周囲の誘引物の除去等を行う。例えば、カキ等の放棄果樹がある場合は木の伐採や果実の除去、木に登れないようにする対策（トタンを木に巻いたり電気柵を設置する等の対策）を実施し、農地等には電気柵を設置する^{※1}。クマがその場に誘引されているうちにはこわなを設置することが重要！

※1 被害発生の要因となるもの（放棄果樹や農地等）のすぐ近くにはこわなを設置する場合：電気柵等の対策を行うことで、クマがその場所を忌避し別の場所に移動する可能性がある。常にはこわなや当該地周辺の出没状況を確認することが重要となる。

- ✓ トリガーは適度な強さに調整する。ストッパー等の部品が正常に稼働するか確認する。
（強すぎる：クマに餌だけ取られてしまう。弱すぎる：他の動物によりわなが稼働し、クマの捕獲効率が低下する）

- ✓ 十分な重量がないわなについては、捕獲されたクマが暴れてわなが倒されたり、わなの外からクマに揺らされて扉が落ちたりすることを防ぐため、立木や杭に固定する※2。
(※2：特にヒグマの場合は、立木や杭での固定が必要となる。立木がなく、杭が打ち込めない場合は枕木状のものをわなの下面に設置し転倒を防ぐ等の工夫する。)
- ✓ クマの嗜好性が高い餌を誘引として使用することが最も重要！誘引餌はクマの身体が完全にはこわなに入らないと取れないサイズや設置位置とする。
- ✓ 自動撮影カメラを設置し、わな周辺にクマが来ているか、わなに対する反応等を確認できるようにすることで、より効果的な設置方法を工夫することができる。
- ✓ はこわな周りの草刈りは、見回り時の視認性を確保しつつ、警戒されないため広く刈りすぎないようにする。

注意！

子グマだけが捕獲されると親グマは子グマの近くから離れず、また、興奮した様子となることがあり、非常に危険です。親子で出没していることが分かっている場合には、複数のわなを並べて設置することを検討します。母グマも同時に捕獲される可能性が高くなります。

誘引餌を選ぶ Point！

地域や季節によりクマの採食物は異なるため、状況に応じて嗜好性の高い餌を選びます。周辺に自然由来の採食物が豊富にあると誘引餌の効果は低下します。特に、秋に堅果類が豊作の場合は誘引餌によるわなへの誘引効果は低下するので、留意が必要です。誘引餌は捕獲者が地域のクマの状況に合わせて様々な工夫をしています。いくつか例を紹介します。

誘引餌	特徴	留意点
ハチミツ・巣蜜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手に入りやすい ・ 強い匂いのものを選ぶと良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バケツ等に入れる際は上部に目の細かいネットをかぶせハチ等にとられないようにする。 ・ 気温が低くなると誘引効果が下がる。アルコールを混ぜると匂いが飛びやすい。 ・ スズメバチを誘引する可能性がある。
農作物・果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手に入りやすい ・ 被害が発生している作物や果樹(カキ等)の場合、誘引効果が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲が失敗した場合、農作物の味を学習してしまう可能性がある ・ 他の動物(イノシシ・中型哺乳類等)も誘引されるため、錯誤捕獲が発生しやすい。 ・ 当該地域で被害がまだ発生していない種類の作物は、新たな餌をクマに覚えさせることにつながるため避ける。
米ぬか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安価、手に入りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の動物(イノシシ・タヌキ・ネズミ等)も誘引されるため、錯誤捕獲が発生しやすい。 ・ 地域によっては、新たな餌の味を覚えさせることにつながるのを避ける。

※上記の誘引餌を単体で使うのではなく、「ハチミツと米ぬか」「ハチミツと酒粕」「米ぬかとりんご、食パン」を混合させたものを使用するなどの工夫を行う地域も多いです。

注意！

- はこわなの設置について、地域住民と情報共有をします。子どもが近づく危険性がある場所については、十分な周知が必要です。(いたずらや捕獲の妨害行為、SNS への投稿等を回避するため、詳細な設置場所を不特定多数に共有しない場合もあります。情報共有の内容・範囲・方法については、市町村と捕獲者で調整しましょう。)
- 地域住民等がはこわなに近づかないよう、注意喚起の看板等を設置します。看板等は住民等が使用する道路からはこわなにアクセスするルート上に設置します。※はこわなの近くに、許可の内容を記載した標識を取り付けます。

【注意喚起看板（例）】

注意！ クマを捕獲するためのはこわなを設置しています！

- ・ 最近、周辺でクマの出没や被害が発生しているため、捕獲のためのはこわなを設置しています。
- ・ 誘引物を使用しているため、付近にクマがいる可能性があります。
- ・ はこわなに近づくのは危険です。
- ・ クマを目撃した場合や気になることがあれば、以下へご連絡ください。

連絡先：〇〇市〇〇課 担当者：〇〇

電話番号：0000 - 000 - 000

3 見回り・管理

毎日見回りを実施します。できれば、人の活動が始まる前の早朝^{※1}が好ましいです。わなの稼働を遠隔から確認できる自動通報装置や通信機能付き自動撮影カメラ、ドローン等を使用する場合でも、毎日ではないものの定期的に現地において見回りを行います。クマを捕獲するには、わなに対するクマの接近状況や反応を把握し状況に応じた対処を行うこと（誘引餌の交換等）や、わなの誤作動を防ぐためのわなの管理（わなの動作確認等）が重要です。一定期間^{※2}設置を続けても、クマの接近がない・捕獲がされない場合は、どのような工夫ができるか検討します。自動撮影カメラを設置してクマの誘引状況やわな周辺での行動、わなに対する反応を確認することで、誘引餌の種類やはこわなの作動方法の変更、設置場所の変更等の判断がしやすくなります。

※1：早朝はクマの行動が活発な時間帯でもあるため、遭遇には十分注意します。

※2：2週間程度～4週間程度と地域・季節等により様々です。

注意！

- わなに近づく際は、安全が確保できる場所・距離からわなを観察し、わなの中や周囲にクマがいないことを確認します。双眼鏡等を用いると遠方から確認しやすいです。接近中も周囲に注意を払います。可能であれば車両で接近します。見回りは必ず複数名で実施します。
- 近づく際は、猟銃に加え安全装備（ヘルメット、クマ撃退スプレー、プロテクター等）を装着します。特にクマ撃退スプレーは猟銃を持参していたとしても、とっさの対応の際に重要となります。



なかなか捕獲されない場合の対処

わな周囲のクマの足跡や自動撮影カメラの撮影状況から、クマがどの程度わなの近くまで来ているのか把握し、以下のような工夫をする。

■ 近くまで来ているのにわなに入らない場合

- ・わなの周囲に誘引餌を撒きすぎている、餌となるものがある場合は除去する。
- ・誘引餌の効果が低下している場合は新しくする*。
- ・誘引餌の量を増やす。ただし、誘引餌のサイズが大きくなりクマが奥まで入らずに餌をとれるようになっていないか注意する。
- ・足跡等を考慮し、はこわなの入り口の向きを調整する。
- ・誘引餌の種類を変更する。季節や周辺の採食物の状況や変化に応じて、より誘引効果の高い餌を検討する。
- ・はこわなの奥まで入らない場合は、作動方式を他の方式にする等の変更をする。

■ わなの近くまで来ていない場合

- ・他の誘引餌を試す。
- ・痕跡等から別の場所への移設を検討する。

※米ぬかの場合はある程度時間が経過し発酵することで誘引効果が高まります。誘引餌の種類により適切な交換時期は異なりますので、留意が必要です。

4 捕獲→止めさし

自動通報装置や見回り時にクマが捕獲されていることが確認された場合は、止めさしの作業に移ります。本レポートでは、銃器による止めさしを想定しています。周りの様子をよく観察したうえで止めさしに使用する銃器を携帯して接近を開始します。わなの扉が落ちていてもクマが脱出する可能性があることから、十分に注意します。



はこわなに接近する際の留意点！

- ✓ 周囲に他のクマがいないか安全が確保できる場所から確認し、接近中も周囲に注意を払う。
 - ・子グマのみが捕獲されている場合：母グマが近くにいる可能性が高く大変危険なため、周囲にいる母グマに発砲できる準備をして接近する。
 - ・母グマのみが捕獲されている場合：わな周辺に子グマがいることが多い。不用意に捕獲わなに接近することで子グマが逃げると、地域にとどまり、そのクマが出没を繰り返し問題が大きくなる事例が報告されている。まず子グマを捕獲する。
- ✓ 扉が完全に閉じていること、ストッパーが確実に作動していること、わなの破損がないことを確認する。可能であれば捕獲されているクマの頭数を事前に確認できると良いが、母グマの陰に子グマが隠れており把握できない場合もある。双眼鏡等を用いると遠方から確認しやすい。
- ✓ 近づく際は、安全装備（ヘルメット、プロテクター、防護盾等）を装着することが望ましい。とっさの対応のため、クマ撃退スプレーの携帯は必須となる。
- ✓ 大人数で近づくときクマを興奮させたり、人の安全確保が困難になるため、必要最低限の人数で対応する（ただし、安全管理上、一人での対応は避ける）。

近づき過ぎないことが重要！クマの動きをよく確認し、はこわなの周囲の草が倒されている場合や土が掘り返されている場合は、捕獲されたクマの手が出る範囲である可能性が高いため、それ以上は近づかないよう注意する。



止めさしの際の留意点！

- ✓ はこわなでの銃による止めさしの際、最初に狙う部位は頸部を検討する。胸部（肺・心臓）を撃つと死亡までに時間がかかる場合があり、頭部は弾丸がわずかに脳から外れてすぐに死なない場合がある。
- ✓ 跳弾に注意する。

跳弾を防止するための対応

- ・ 土等の柔らかいものでできた地形をバックストップとする。
- ・ バックストップと弾丸が衝突する角度を可能な限り 90 度に近づけるため、撃ちおろしとする。
- ・ 銃口はなるべくはこわなに差し込まず※（クマにより銃がはたかれる等の危険を回避）、かつ離し過ぎず（鉄筋による跳弾の回避）構え、格子の隙間からバックストップに向けて発射する。
- ・ ドラム缶タイプの場合は、檻タイプと比較して安全に近づけるため、電流やナイフ等を用いた止めさしを検討し、安全に作業をするため麻酔銃や吹き矢を用いて麻酔により不動化したのち、処置することも考えられる。ただし、麻酔による不動化や電流による止めさしは別途ノウハウが必要なため、実施について慎重に検討する。

- ✓ 身の回りに最新の注意を払う必要がある（負革をクマに持っていかれないよう外しておく等）。

クマをはこわなで捕獲等する際のポイントと留意点

2026（令和8）年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話：03(5521)8285

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号
電話：03(6659)6310（代表）

クマによる人身被害件数（月別）

参考資料 5

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月	75	1	2	2	1	3	5	5	5	5	4	9	8	6	1	4	3	4	3	9
5月		5	10	12	18	9	7	9	11	15	14	15	6	15	9	5	11	17	11	9
6月		7	5	10	6	11	6	5	11	15	12	13	7	8	8	10	14	16	18	13
7月		7	5	4	12	11	11	5	5	4	7	13	10	18	12	15	12	17	13	17
8月		8	7	5	19	10	6	9	12	4	15	15	6	10	27	11	17	15	11	14
9月		7	10	12	26	5	8	2	31	3	8	11	7	22	23	14	7	36	8	37
10月	49	6	8	3	33	10	20	6	25	3	26	13	6	33	39	11	3	60	8	78
11月	15	3	5	2	25	7	10	2	12	1	12	8	0	22	18	5	3	28	6	32
12月	3	2	0	1	4	3	1	2	1	1	3	2	1	6	3	3	0	3	1	5
1月	0	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
2月	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1
3月	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	1	0	1	0	1
4月～9月	75	35	39	45	82	49	43	35	75	46	60	76	44	79	80	59	64	105	64	99
10月～3月	69	12	13	7	63	21	32	11	41	6	41	24	7	61	63	21	7	93	18	117
合計 (4月～3月)	144	47	52	52	145	70	75	46	116	52	101	100	51	140	143	80	71	198	82	216

※平成18年度は、4月～9月の月別の件数は把握していない。

クマによる人身被害人数（月別）

参考資料6

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月	77	2	2	3	1	3	5	5	5	5	6	11	8	7	1	4	3	5	3	11
5月		5	11	13	19	9	7	12	12	15	14	15	6	16	10	5	12	17	13	10
6月		7	6	10	7	13	6	8	11	16	12	14	7	9	8	13	14	17	18	16
7月		9	5	4	12	14	11	7	5	4	7	14	10	18	13	15	13	17	13	18
8月		8	7	6	19	11	6	10	12	5	16	17	6	10	29	12	19	15	11	14
9月		7	10	21	26	5	8	2	34	3	8	11	7	22	25	14	7	38	9	39
10月	52	6	9	3	36	13	22	7	26	4	27	14	6	37	46	12	3	73	8	89
11月	16	3	5	2	25	7	10	2	13	2	12	9	0	32	20	6	3	30	6	33
12月	3	2	0	1	4	5	1	2	1	1	3	2	3	6	3	4	0	5	1	6
1月	0	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
2月	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1
3月	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	0	1	0	1
4月～9月	77	38	41	57	84	55	43	44	79	48	63	82	44	82	86	63	68	109	67	108
10月～3月	73	12	14	7	66	26	34	12	43	8	42	26	9	75	72	25	7	110	18	130
合計 (4月～3月)	150	50	55	64	150	81	77	56	122	56	105	108	53	157	158	88	75	219	85	238

※平成18年度は、4月～9月の月別の件数は把握していない。

クマ出没件数（月別）

参考資料 7

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月	163	156	273	323	314	521	459	506	479	548	446	515	537	437	593	689	794
5月	422	634	557	1,083	1,064	1,397	1,396	1,880	1,655	2,056	1,651	1,622	1,612	1,526	1,974	2,453	2,521
6月	786	1,281	1,020	1,803	1,837	1,915	2,072	3,626	2,934	3,113	2,929	2,814	2,412	2,413	3,124	4,459	4,225
7月	882	1,430	1,323	2,103	1,798	2,190	1,909	3,240	2,670	2,503	3,205	2,994	2,406	1,939	2,845	3,260	5,159
8月	1,078	2,504	1,347	2,498	1,799	2,691	1,473	2,520	2,279	2,023	2,663	3,303	1,762	1,809	2,169	2,917	4,067
9月	382	3,406	588	2,105	914	2,884	675	1,418	1,347	812	2,159	2,539	1,073	1,050	2,686	2,054	4,765
10月	194	5,290	637	873	615	2,546	845	2,589	771	727	2,679	4,213	1,393	1,026	5,983	2,235	15,995
11月	95	2,781	409	9	539	1,400	441	1,855	411	666	1,951	2,288	1,062	562	3,700	1,284	10,333
12月	31	258	0	0	177	194	170	347	141	198	374	367	310	183	805	635	1,765
1月	16	38	0	0	31	31	39	41	43	42	100	59	47	42	190	264	486
2月	5	29	0	0	13	28	18	32	20	38	63	71	50	50	127	120	249
3月	22	44	0	0	33	69	58	62	62	83	97	102	79	98	152	143	
合計 (4月～3月)	4,076	17,851	6,154	10,797	9,134	15,866	9,555	18,116	12,812	12,809	18,317	20,887	12,743	11,135	24,348	20,513	50,359
4月～9月	3,713	9,411	5,108	9,915	7,726	11,598	7,984	13,190	11,364	11,055	13,053	13,787	9,802	9,174	13,391	15,832	21,531
10月～3月	363	8,440	1,046	882	1,408	4,268	1,571	4,926	1,448	1,754	5,264	7,100	2,941	1,961	10,957	4,681	28,828

クマ許可捕獲数（月別）

参考資料 8

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
4月	2,934	91	165	174	167	131	162	195	264	280	234	324	276	299	287	256	244	251	231	292
5月		105	71	112	156	175	144	218	246	146	241	262	290	413	457	424	419	449	592	568
6月		110	77	126	125	128	180	160	220	250	378	391	501	633	612	550	524	704	976	1,011
7月		165	120	180	248	219	391	248	475	339	640	516	718	989	859	704	666	995	949	1,440
8月		485	404	558	840	436	945	466	846	466	870	958	894	1,348	1,528	920	939	1,365	1,041	1,958
9月		236	355	345	927	352	973	268	1,046	219	607	749	410	1,129	1,183	636	508	1,786	548	2,536
10月	1,531	138	162	143	851	226	353	163	732	145	480	493	238	834	1,408	509	331	2,438	557	4,469
11月	645	53	106	34	618	89	111	90	279	70	294	225	205	536	801	368	178	1,136	340	2,180
12月	23	8	17	10	41	13	10	16	14	8	37	26	43	63	93	90	46	114	78	187
1月	4	1	1	1	1	0	5	0	3	0	1	2	2	8	8	10	10	7	11	27
2月	7	0	0	0	4	0	0	0	2	0	1	1	0	3	2	9	4	14	5	16
3月	9	1	15	1	6	3	6	4	10	4	4	5	9	30	16	8	10	17	17	
合計 (4月～9月)	2,934	1,192	1,192	1,495	2,463	1,441	2,795	1,555	3,097	1,700	2,970	3,200	3,089	4,811	4,926	3,490	3,300	5,550	4,337	7,805
合計 (4月～3月)	5,153	1,393	1,493	1,684	3,984	1,772	3,280	1,828	4,137	1,927	3,787	3,952	3,586	6,285	7,254	4,484	3,879	9,276	5,345	14,684

※平成18年度は、4月～9月の月別の件数は把握していない。

堅果類の着花結実情報について

令和8年5月1日時点

都道府県	令和7年度開花状況			令和7年度結実状況			令和6年度結実状況		
	ブナ	ミズナラ	コナラ	ブナ	ミズナラ	コナラ	ブナ	ミズナラ	コナラ
北海道	-	-	-	不作～凶作	凶作	-	豊作	並作	-
青森	大凶作	-	-	大凶作	-	-	豊作	-	-
岩手	-	-	-				並作	-	-
宮城	-	-	-	凶作	凶作	-	並作	豊作	-
秋田				凶作	凶作	凶作	豊作	並作	並作
山形	凶作	-	-	凶作	凶作	凶作	並作	豊作	豊作
福島	凶作	豊作	並作	凶作	凶作	凶作	並作	豊作	並作
栃木	凶作～並作	-	-	並作	並作	不作	凶作～並作	並作	不作
群馬	-	-	-	大凶作	凶作	凶作	不作	不作	不作
埼玉	-	-	-	大凶作	豊作	凶作	豊作	並作	豊作
東京	凶作	並作	並作	凶作～並作	凶作～並作	並作	並作～凶作	並作	並作～凶作
神奈川	凶作	凶作	並作	凶作	凶作	凶作～並作	凶～並作	凶～並作	並
新潟	-	-	-	凶作	不作	不作	不作	並作	並作
富山	凶作	-	-	凶作	不作	不作	不作	並作	並作
石川	凶作	-	-	大凶作	豊作	並作	凶作	豊作	並作
福井				不作	不作	豊作	不作	不作	不作
山梨	凶～並作	並作	並作				-	-	-
長野	-	-	-	凶作	並作	並作	並作(不作～豊作)	並作下(不作～豊作)	並作下(不作～豊作)
岐阜	-	-	-	凶作	凶作	並作	凶作	凶作	並作
静岡	-	-	-				-	-	-
愛知	-	-	-	-	凶作	凶作	-	凶作	凶作
三重	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀	並作	豊作	豊作	凶作	不作	並作	凶作	不作	並作
京都	凶作	-	-	凶作	並作	並作	凶作	凶作	凶作
大阪	-	-	-	-	-	-	(未回答)	(未回答)	(未回答)
兵庫	-	並作	並作	大凶作	豊作	大豊作	大凶作	大凶作	凶作
奈良	-	-	-				並作下	並作下	凶作
和歌山	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取	凶作	並作下	大凶作	凶作	大豊作	大豊作	並作下	並作下	大凶作
島根	-	-	-	凶作	豊作	豊作	凶作	凶作	凶作
岡山	-	-	-				凶作	凶作	凶作
広島	-	-	-	-	豊作	豊作	-	並作	豊作
山口	-	-	-	-	-	並作	-	-	並作
計	豊作 0 並作 3 凶作 9	豊作 2 並作 4 凶作 1	豊作 1 並作 5 凶作 1	豊作 0 並作 2 凶作 20	豊作 6 並作 4 凶作 13	豊作 5 並作 8 凶作 9	豊作 4 並作 10 凶作 11	豊作 4 並作 12 凶作 9	豊作 3 並作 11 凶作 10

注1: 茨城県、千葉県、四国4県及び九州沖縄8県の各県においては、クマが生息していない又は捕獲の実績がないため表示していない。

注2: 「並作～豊作」は豊作、「凶作～並作」、「凶作～豊作」、「豊作～並作」は並作、「不作」は凶作として集計